

農林水産委員會議録 第十六号

昭和三十三年三月十九日(水曜日)
午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 中村 寅太郎
理事 川村 善八郎 理事 吉川 久衛君
理事 笹山 茂太郎 理事 助川 良平君
理事 原 捨忠君 理事 中村 時雄君
理事 芳賀 賢君
五十嵐 吉藏君 大野 市郎君
木村 文男君 清瀬 一郎君
草野 一郎平君 小枝 一雄君
椎名 隆君 鈴木 善幸君
中馬 辰猪君 網島 正興君
永山 忠則君 丹羽 兵助君
松浦 東介君 松田 鐵藏君
赤野 頼三君 村松 久義君
石田 友藏君 伊瀬 幸太郎君
石田 宿全君 石山 權作君
稻富 稜人君 稻村 隆一君
川保 清音君 神田 大作君
久保田 豊君 榎 兼次郎君
中村 英男君 細田 綱吉君
山田 長司君

出席國務大臣

厚生 大臣 堀本 鎌三君
農林大臣臨時代理國務大臣 石井 光次郎君
出席政府委員

厚生事務官 高田 正巳君
(保險局長)
農林事務官 瀬戸 山三男君
農林事務官(農林經濟局長) 渡部 伍良君
委員外の出席者
厚生事務官(保險局長) 小山 進次郎君

第一類第八号 農林水産委員會議録第十六号 昭和三十三年三月十九日

農林事務官(農林經濟局長) 森 茂雄君
農林事務官(農林經濟局長) 河野 恒雄君
農林事務官(農林經濟局長) 尾中 悟君
農林事務官(農林經濟局長) 岩隈 博君

三月十八日

委員 橋本次郎君 辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員 伊藤卯四郎君 辭任につき、その補欠として橋本次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員 赤路友藏君、阿部五郎君及び永井勝次郎君 辭任につき、その補欠として稲村隆一君、神田大作君及び川俣清音君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員 稲村隆一君 辭任につき、その補欠として赤路友藏君が議長の指名で委員に選任された。

三月十四日
中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三九号)(予)
同月十五日
農林開墾公同法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三九号)(予)
同月十九日

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二二号)
同月十四日
狩猟法の一部改正に関する請願(飛鳥田一雄君紹介)(第一九六〇号)
同(加藤高藏君紹介)(第一九六一号)
同(小西寅松君紹介)(第一九六二号)
同(塚原俊郎君紹介)(第一九六三号)
同(横井太郎君紹介)(第一九六四号)
農地改革による旧地主に対する補償反対に関する請願(外十一件)(石田有全君紹介)(第一九六五号)
パン、ミルク値上げ反対に関する請願(加藤銀五郎君紹介)(第一九六六号)
宮の浦漁港防波堤築造に関する請願(伊東岩男君紹介)(第一九七七号)
の審査を本委員会に付託された。

三月十八日
農業共済団体職員年金制度確立に関する陳情書(徳島県知事原菊太郎)(第六五三三号)
畑地農業改良事業予算確保等に関する陳情書(東京都千代田区霞ヶ関二の一畑地農業改良促進対策審議會長塚原俊郎)(第六五四四号)
海岸砂地地帯農業振興に関する陳情書(東京都千代田区霞ヶ関二の一海岸砂地地帯農業振興対策審議會長代田川口爲之助)(第六五五五号)
奥会津地域未開墾林開墾促進等に関する陳情書(福島市杉妻町一六福島県森林振興會會長渡辺鉄太郎)(第六五六六号)
農業委員会補助金の増額に関する陳

情書(滋賀県市長會長上原茂次)(第六五七七号)
治山事業の予算拡充等に関する陳情書(宮城県議會議長鮎川盛益外二名)(第六五七八号)
農業共済団体の事務費国庫負担増額等に関する陳情書(東京都千代田区有楽町中金ビル内全国農業共済協會長松村真一郎)(第六五九号)
戦時徴用船に対する災害補償に関する陳情書(琉球水産協會會長山川宗道外一名)(第六八八九号)
林野予算増額等に関する陳情書(東京都千代田区永田町二の一四社団法人日本林業協會會長大村清一)(第七三二二号)
農業委員会職員国庫負担金増額に関する陳情書(水戸市三の九一〇七茨城県町村會會長川村衛)(第七三三三三三三)
農林漁業金融公庫法の一部改正に関する陳情書(水戸市三の九一〇七茨城県町村會會長川村衛)(第七三三三三三三)
農林漁業団体職員共済組合法制定に関する陳情書(東京都千代田区有楽町一の一全国農業協同組合中央會長荷見安外五名)(第七三五五五五五)
土地改良事業に対する国庫補助率引上げに関する陳情書(福島県石川地方町村議會議長會長大竹謙蔵)(第七三三六六六六)
渥美外海の漁業特定海域指定に関する陳情書(愛知県議會議長石原一郎)(第七四八八八八八)
国営農川水利事業に特定土地改良工事特別会計法適用に関する陳情書

(愛知県議會議長石原一郎)(第七五七号)
を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
農林漁業団体職員共済組合法案(内閣提出第一二九号)

○中村委員長 これより會議を開きます。

農林大臣臨時代理石井光次郎君よりあいさつをいたしたい旨の申し入れがあります。この際これを許します。

○石井國務大臣 このたび、御承知のように赤城農林大臣がソビエトに漁業交渉のため全權として昨日出發いたしましたので、不肖私が留守の仕事を預かり申すことになりました。私、農林行政についてははなはだ知識も乏しく、経験もないのでございます。皆さま方の御支援によって留守番を十分勤めたいと思っております。

昨日別れるとき赤城君に向いまして、君が日本の方を向いて心配しながら交渉するようでは困る、うしろの方は皆さま方の御支援を得てちゃんと留守をやっていくから、前の方を向いて一生懸命やってくいというてお別れをしたわけでありました。

はなはだ至らぬ者であります。が、どうぞ皆さま方の御支援によりまして、この議會におきますいろいろな問題を初め、農林行政全般にわたりますて私が留守の仕事をやっていくます。

うにお願い申し上げましてごあいさつといたします。(拍手)

○中村委員長 農林漁業団体職員共済組合法案を議題として、審査を進めます。質疑を続行いたします。芳賀君。

○芳賀委員 農林漁業団体共済年金制度の問題について、法案が提出されるまで政府内部における意見が不統一であつたというふうにわれわれは承知しておるわけでありまして、政府内部において本法案を国会に提出するまでの経緯、特に問題になったのはどういふ点であるかということ、この際厚生大臣が来ておられますので、堀木さんからまず伺ひしておきます。

○堀木国務大臣 農林漁業団体の職員共済組合法案につきまして、新聞はいろいろ伝えているところでありますが、農林大臣と私の間では、この問題が提起されたときから意見の扞牾はないのでございます。そういうことを申し上げますために、社会労働委員会ではしばしば、お前はけしからぬといふふうなおしかりもございました。おるような次第でございますが、率直に申して、厚生行政をあずかつておる私どもとしては、厚生年金が近く行われる国民年金の中核になるというふうな考へておりますし、かたがた、御承知の通りに、社会保障制度審議会の答申もすでに間近に迫つておることであり、私どもの方に国民年金を創設いたしましたための準備として置きました五人委員会の答申も近く出るような状態でありまして、従ひまして、厚生年金自身は組合員である方が脱退をするとい

うことは、率直に言つて、厚生行政を守り、国民年金を近く創設しようとする者から考えますならば、この際厚生年金から脱退されて別個の共済組合ができませんことの好ましくないことは言うを待たないところであります。しかしながら率直に申しまして、私どもの方で国民年金の具体的な構想をあげて、そうしてこういう国民年金制度を仕組んだということをお示しする段階にまだなつておりませんときに、これらの団体が自分たちの負担を増しても自分たちの年金制度を創設してもらいたいという現実の動きに對しまして、この際反對すべきでないという考へ方に立ちまして、私は初めからお作りになることを承知申し上げておつたような次第でございます。

以上申し上げたのが簡単に申し上げますれば経過でございます。大体今申し上げました経過で問題点のおもなものはその中に織り込みまして申しましたと思ひますので、一応簡単に以上をもつてお答えいたします。

○芳賀委員 ただいまの御説明は、これは厚生大臣として、厚生年金制度の分野からみて、農林水産業の団体の職員の共済制度の問題に触れられたのであります。この法案の政府の提案理由の説明を聞くと、必ずしも社会政策的な面からだけの理由ではないやうです。むしろ原始産業に従事するいわゆる農林水産業の団体の今後の育成強化といひますか、経済的な基盤を強めるために、どうしても協同組合あるいは農林漁業関係の団体の運営を強化しなければならぬといふところに、その問題があるわけですね。しかもその運営の強化というのは、直接その運営の

衝に當つてゐる常勤役員あるいは職員諸君の質的向上と社会的な身分の安定が期せられなければ、結局その所期の目的が達成できない。それで、この際農林水産団体関係のこの年金を一つのものにまとめてやつていくといふところに一番のねらいがあるわけですね。やはりこれは農業政策的に見た場合においても必要なことであるといふことに、当然なるわけです。そういう点に對しては、厚生大臣としてどのような理解されていきますか。

○堀木国務大臣 今芳賀さんの御質問のような観点から、すでにたくさんの方共済組合ができておるわけでありまして、年金制度をやはりしいてゐるわけでございます。そういうふうな現実の要請といふものを、単純に国民年金制度といふものの考へ方があるからといつて反對すべきでないという考へ方に初めから私としては立つておるわけでありまして、ただ、今おっしゃるやうに、各経営団体が、今ここであらためて申し上げるまでもなく、私立学校の教職員の共済組合、あるいは市町村職員の共済組合、最近に至りましては公共企業体の共済組合、その他相当多くのものがあるわけでありまして、それは今芳賀さんからお話のありましたやうな観点から出てきました問題と、芳賀さんのおっしゃるやうな現実の要求、自分たちの生活を守り、そして自分たちの団体の質的向上をはかうといふ意欲の強いものが出て参りましたときに、国民年金制度の創設という観点からだけで反對しておるわけには参りません。ただ、今おあげになりました生活の安定といふものにつきましては、

やはり国民年金制度も同じやうな趣旨に立つておりますから、そういう面について、ひとりこの共済組合のみならず、現存の各共済組合との関係において、将来国民年金制度のしかれましたときには、調整をはからなければならぬといふ考へ方には立つております。

○芳賀委員 今までの答弁を聞くと、これは将来の国民年金制度の発展に對して何ら障害にならぬといふことは、厚生大臣もはっきり確認して答弁されておるというふうに聞き取れるわけですが、世間では、厚生省なんか、これは国民年金制度に発展する場合に、今ごろこういう共済組合制度を作るといふことは一つの障害になるといふやうな意見があつたといふことは否定できないと思つたのです。今の大臣の言葉をかきれば、必ずしもそうではないといふやうなことになるんですが、その点はいかがですか。むしろこのやうな共済組合の制度といふものは、単に本法案だけでなく、既存の組織としては、私学の共済組合とか、あるいは市町村の職員共済組合とか、そういう既存の制度といふものがあるわけですね。むしろこういう制度が国民年金制度の実施の場合の底座的な役割を果すのじやないかといふやうにわれわれは考へるわけですね。そうじゃありませんか。恩給とか既得の権利ですね、そういうものはあくまでも尊重しなければならぬのですから、国民年金制度が行われるやうな場合においては、こういう共済組合の制度といふものは、やはりその一つの基礎的な役割を今まで占めておつたといふやうな考へ方の上に立つて、今後国民年金制度の水準をどのくらい

のものにしてやるかといふやうな点にもなり得ると思つたのです。そういう点についてはどのように考へておりますか。

○堀木国務大臣 今芳賀さんのおっしゃつたやうに国民年金制度を作るときに底座的な役割、一つの固定的なベースになるまづのやうなものを調節するといふやうな点から言へば、確かに一つの考へ方だと思つたのです。国民年金制度を作り出すときに、実際に問題として一つ大きく取り上げられなければならないのは一体資金運用の点が全体でどうなるか。それから国民年金制度は、御承知の通りに、富の再分配といふものが税金の面において行われますと同時に、単純な保険制度と違ひまして、その制度の中でも幾分再分配的なものが行われるといふ情勢であります。ですから標準報酬の高いものだけが自己の生活を守ろうとしてその分だけについて自分たちに適する共済組合がどんどんできて参ります。そうして残された非常に低所得階層に申しますか、比較的国民の貧しい方の人だけが残されるやうな形で国民年金制度がしかれますことは、国民年金制度の性質としてはおかしいのじやないか。しかしいすれにいたしましても、そう申しますが、数え上げればすでに八つぐらい、いろいろな形ではございますが、年金制度をしておる階層があると思へば、ひとり農林漁業団体の関係者にのみそれを拒否するのは、事務的の潔癖と将来の支障を予想して反對するよりは、現実この問題を解決するのが政治家として当然ではなからうか、こういうやうな観点に立ちましてこの問題について最初からお

進めになることを農林大臣に向つて承認いたしておりましたような次第でございます。

○芳賀委員 今お話がありました、この農林漁業関係の職員の給与の水準というものは極端に低いのです。これは今大臣の言から言つて、低所得階層だけが置き去りになつて、それ以外のものが有利な非階層の方に入つていくというようなことを言われましたが、これは多分勉強されておると思うのですが、たとえば農業協同組合関係の職員の平均給与は約九千四百円くらいなんです。全産業の平均賃金は大体一万七千円くらいです。ですからそれと対比した場合、極端に低いということは、もう明確になつておるわけです。これはただ単に職員の給与が低いということだけでなく、農林漁業関係そのものの経済力が非常に弱体化して、その中で働いておる職員の給与に対しても、社会的に他と均衡のとれた給与の支払いができていない、不可能であるという状態までこれはきておるわけです。こういう点を十分考へた場合においては、この制度がただ単に中層以上の所得者のための共済組合制度であるということには断じてならないと思うのです。いかがですか。

○堀本国務大臣 確かにこの団体に属する人の給与は比較的少ないのです。ただ今度できておるものをいろいろ願ひますと、これは相当高いものが多いのであります。現に最近できました公共企業体の従事員諸君の給与その他の問題から見れば、国民全体から見てもどうか。実は率直に芳賀さんに申し上げますが、初め御相談があったときに、給与の低いのをせいにして年金制度をおしきになることはおかしいじゃありませんか。と適に私が申したくらいであります。まず現実の給与をお上げになる方がほんとうじゃないかということをお申し上げたくらい、現実の給与問題は私は私承いたしております。ですからほかの団体よりは確かにそういう問題について芳賀さんのおっしゃる点について考へる余地は十分ある。しかしあまり個々の事務的な問題よりも、私の結論的判断は、すでに多くのそういう共済組合によつて年金制度をしいていくところがある。そしてそのうちには厚生年金から脱退した前例もある。なるほど国民年金制度の創設は迫つておるが、現実にはこれらの階層が、みずから負担においてみずからの利益を守ろうとしていくのを、今単純に事務的な議論でもって阻止するのは政治の本道に反すると思つて御賛成申し上げましたというところが基本的でございます。ここで事務的にそういういろいろ議論をすれば議論はございしますが、そういうことよりも今申し上げた観点から、政治としては私は賛成すべきものなりと初めから考へております。現に他の委員会に参りますと、私はもうしよつちゅうこの問題について攻撃を朝から晩まで受けて、お前のような厚生大臣は資格がない、現に社会党の諸君からボロクソに言われておるわけでございます。しかしながら私は、率直に申し上げますが、初めからそういう観念に立つて、政治家としてはこれを阻止すべきものではない、こういうふうにお考へた次第でございます。

○芳賀委員 今社会党の諸君というお話があったが、そういうことは何も私が質問しておらぬことです。そういう不偏不党の言辭は大変ともあろう者が怪々しく述べるものではない。それは自発的に取消しになつたらどうかと思ひますが、委員長は注意願ひたいと思ひます。

そこで厚生省は三十二年の白書を発表になつた。この中では明らかに国民の階層の中においては貧富の差がますます増大しておる。いわゆる階層差が激化しておるということを厚生省は認めておるわけです。大きな産業分野の中から見ると、第一次産業は特に貧しい層へ押しやられておるということ、は、大臣もお認めだと思つておる。とにかく農林水産業を入れますと全国民の約五割くらいがその階層になつておるわけです。これらの階層は、毎年のように国民所得の中においても所得が増大しない階層なわけなんです。ですからこういうことを考へた場合においては、今後の社会保障制度の中で原始産業に従事する農林漁民、これらの階層に対して一日も早く国民年金制度等が適用になる、実施が行われるとすれば、一体どういふような構想でこれを取り扱おうとされるか、大体的な構想ぐらひはおありでしょう。

○堀本国務大臣 まず社会党の諸君がお氣になつたやうでございます。が、申しわけありませんから取り消します。委員長からお取り消しの要求がございせんから進んで取り消します。しかし事實は事實です。厚生白書にも申し上げておりますように、最近におきまして貧富の格差が少しく、しかし三十年度においてはまた少し縮小しました。これはもうただ単純な終戦後の状況の分析でございまして、終戦後生活給を守らうとする状態、国民が食うに困るような状態のときに富が平均して参る、格差が少くなつて参るというのは私は当然の現象であらうと思つておる。自後国民経済の拡大に伴つて、ある程度の資本の蓄積が認められてくると、資本の面からの格差が出て参ります。それから現在よく言われておるように、賃金労働の面から見ても、大企業とその他の問題との格差が出て参ります。それから大きく分ければ、芳賀さんがおっしゃるやうに、農民とその他の間の所得の格差が出て参ります。私もこれを是正していく上においても、一つの社会保障の前進が必要であるというふうに考へますので、国民年金制度はぜひ一般国民、特に農民等を含みまして国民年金制度を創設いたすことによつて、国民生活の安定をいたしたい。毎毎岸総理が申しますやうに、医療保障の達成と国民年金制度の創設によつてこれらの問題を解決して参りたいというふうに考へておるわけでございます。

それからどういふ国民年金制度を考へておるかというふうな問題なものであります。御質問はまさにそこでございます。御承知の通りに社会保障制度審議会の答申がもう附近に迫つております。私も最近の社会情勢及び終戦後の社会情勢の変化、ことに家族制度の崩壊といふふうな問題から考へまして、両委員会にもぜひこの問題について早く御答申をちょうだいしたい。せつかく皆さんが熱心に御議論をされておつて、その一部が御承知の通り新聞紙にも伝わつておるやうな状態でありまして、予想以上に早く出るのではなからうかと思ひますので、この際まことに申しわけございませんが、ここで私がこういう国民年金制度をやりたいのだということを申すことだけは、今の段階では私は差し控へるべきだ。ただ私もこの両答申案が出ました場合に、事務的に藉口して実施がおくれないでほしいので常に緊密な連絡をとりまして、事務の折衝と相呼応して進捗をはかつておるというのが現在の段階でございます。

○芳賀委員 特に私がお尋ねしておるのは、堀本さんは自民党の厚生大臣なのですから、しかし厚生行政を預つておるものの立場からみれば、農民、漁民といふのは、やはり資本主義の下積みになつて、もう日陰に置かれておる。これはもう認められると思つて。これはあなたの方の党の資本主義の悪がこういふことをやつておるのですから、こういう階層に対する国民年金制度とか医療制度の実施は、一番急がなければならぬことだと思つておる。その場合、特に農業とか漁業といふのは形式的に見ればこれは企業なんです。しかし實質的に見ると自家労働——自己の労働によつて生産を行つておるんです。それは生産したものの販売の中の所得で、それは利潤ということではなくて、むしろ自分の労働に対する報酬として考へた場合に、それだけでも非常に低いわけですね。それは賃金報酬と見合つた場合においては極端に低いわけですね。しかし雇用関係は何もないという場合においては、国民年金制度を実施する場合、農民あるいは漁民に対する制度の適用といふものは、やはり実態を十分把握してやらなくちゃいかんものになつてしまふんじゃないかと

思うんです。そういう点はやはり厚生大臣として就任された場合、何らかの構想くらいはあつてしかるべきじゃないかと思ひます。審議会の答申は答申で出ると思ひますが、堀木厚生大臣としての何らかの政治的な所信というものはあると思ふんですが……

○堀木国務大臣 芳賀さんのおっしゃる通りに、私も資本主義社会におきまして、ある程度の富の再配分をはかつて国民の生活を安定するということにおいて修正されなければならぬことは、これはもうその通りであると思ひます。それが新しいデモクラシーの社会でもある、こう考へております。そして今おっしゃいますように国民年金制度の性格上、雇用と被用の関係に立っている人だけの問題を考へるわけには参りません。これは全国民を包含し、なにかんずくあなたのおっしゃるような農民だとか漁民だとか、そういうふうな全国民の階層、それが事業主であるが事業主でなからうが、それらを全部包含するところの国民年金制度でなければ、国民年金制度の態様をなしませんことだけは確信いたしております。

○芳賀委員 この法案が成立して実施される場合は、この法律にいうところのいわゆる団体というものは、農民が組織してある農業協同組合とか漁民が組織してある漁業協同組合等がいわゆる団体ということになるわけですね。ですからそうすると、組合の職員にはこういう共済年金制度ができた、しかしおれたち百姓や漁民は一体どうなるんだというところに当然関連していくわけですね。ですから私どもとしては、これはあわせて農林水産業の

一つの生成発展のために、今の段階ではまず職員の社会的な身分というものを安定させて、そして団体を十分しっかりしたものに盛り上げてもらう。それと同時に、その次はおれたちの番なんだということにいかねれば、これはしつくりしないと思ふんです。ですからそういう場合には、今の内閣は、あるいは厚生大臣は、この点に対してはこういうふうな見解を持っておられることが、あわせて明確にならぬと、政府はそのことについては、厚生大臣さえも何らかの案がなかったということでは、お粗末しごくなことになるんじゃないかと思ふわけです。ですからこの点は、提案者である政府としては、やはり明確にしておかれる必要があると思ふのですがいかがですか。

○堀木国務大臣 おっしゃる通りであります。私も国民年金制度の創設を急ぎますのは、終戦後の日本の社会情勢から家族制度に變革を生じて非常に違つて参つたときに、やはり国民年金制度の必要性が叫ばれますと同時に、最近の情勢にかんがみまして、これに御承知の通り、恩給制度及び農業共済組合制度ができます以上は、全國民を對象とした国民年金制度の創設を一日も急がなければならぬ、こういうふうな確信をいたしておるわけでありまう。しかしこれはもう芳賀さんも御承知の通り、国民年金制度であります以上は、全國民を對象といたしますから、同じベースに立つたものでもって至急作らなければならぬ。しかし現在の共済組合制度における年金制度との調整を無視するわけに参りません。国民年金制度も、それができるような観点から、現に私どもが現在やつており

ます厚生年金制度——最初に申し上げました厚生年金制度自身も再検討いたしましたして、そうして国民年金制度を創設したいと思つております。ただ具体的にこういう案がある以上は具体的なものを示せとおっしゃいますが、国民年金制度の案が、先ほども申し上げましたように、もう審議会なり五人委員会でもまき出ようとしておるときですから、しばらく御猶予をお願いしたい、こういうことでございます。

○芳賀委員 もう一点お尋ねしておきますが、この共済事業の中から今回の法律に限つて短期給付事業を除いてあるんですね。これは全く異例なことである。この点に対しては、なぜ農林漁業団体の共済組合の事業から短期給付事業だけを除いたか。他の共済組合の事業は長期給付と短期給付をあわせてやつておる。それが一つの体系だとわれわれは考へておるわけですが、先ほど来の御答弁を聞くと、厚生大臣もこれには全面的に賛成しておつたと言われているのですが、こういうびつこな法律が出たことに對してはなかなか了承できないのですが、その理由をお尋ねします。

○堀木国務大臣 医療関係の問題につきましては、御承知の通り皆保険と称しまして、國民健康保険を初め各種社会保険でもって全國民を網羅するといふふうな状態にすでに議會の御承認も得て進んでおるわけでございますので、その分につきましては、今回この法案の改正から除いたということでございます。それ以外の短期給付は、今申し上げたような医療保障の観点から見まして、短期給付の分はことさらにこの法律に規定する必要がなく、すべ

ての組合が同様に均給できるという観点からお抜きになったようでございます。

○芳賀委員 そういうことを聞いておるのではないのですよ。共済事業をやる場合に、長期給付はもちろんです。が、短期給付、たとえば医療給付とか、罹災給付とか、休業給付、これらものを合せていわゆる短期給付と言ふわけですね。なぜこれを落したのかというのを私は聞いておるわけですね。これは變じやないですか。全く反對しておつて要協案でこうしたというなら話はわかるのですが、厚生大臣は全面的に賛成しておつたと言ひながら、こういう短期給付事業を落したというところが合点がいかないのです。

○堀木国務大臣 大臣としては、先ほど申し上げた通りです。両省で法案を作るのにつきましては十分相談をせよということ、相談を命じましたのでございませう。ですからむしろ法案の細目につきましては政府委員からの答弁でお許しを願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 これは細目じゃないですよ。制度の体系を私は言つてゐるので、条文の中のごまかしたことがどうというところじゃなくて、体系上から見て短期給付事業が落ちてゐるということはいかなる理由かということをお伺ひしてゐるのです。これは農林大臣と御相談なすつたときにも大事な問題だと思ふのです。

○高田(正)政府委員 お許しを得て私からお答えしたいと思ひます。お話のように共済組合制度は今日短期給付、いわゆる医療給付ですね、これも一緒にやつておるのが大部分であります。

それで今回の法律案を御相談いたしましたときにもその点が問題になつたわけでございます。ところが医療給付部門は、御存じのように國民皆保険というものが具体的な政府の施策として目下進行中であるわけでありませう。この点が国民年金といふふうな問題とは若干ニュアンスが違つておるわけでありませう。おまけに医療給付部門は分けて出ましても、特別に農林漁業関係団体の職員の方々のプラスにはならないわけでございます。今日健康保険制度でやつておられますこと以上やるといふふうなことも現実の問題として考へられたい、給付は同じである。ところが年金部門は掛金も多くなりませうけれども、同時にもらえる年金といふものも多くなると、これだけプラスになる。そういうふうな事情もございませう、さらに制度が分れますと、医療機関の關係なんかで医療機関側にもいろいろなごめんどろをかかるといふふうなことになつて参りますので、分けるというだけの実益もなし、分けたところで大したこともないじゃないか、こういうわけでも、両省相談の結果この制度では短期部門を落したわけでありませう。このことによつて別に關係者の不利益といふふうなものは現実問題としてない。医療機関なんか一本の制度で運用されることによりまして、むしろめんどろを避け得る、こういうふうな考へ方でございます。

○芳賀委員 それでは農林省にお尋ねしますが、最初の構想は、農林省の要綱案によると、短期給付事業もあわせて行ふということになつておつたと私は記憶しておるわけですね。ですからこれは最初から農林、厚生両省の意見

が一致して短期給付は行わないということになったとは思えないのですが、その間の経過はどうですか。

○渡部(色)政府委員 ただいま保険局長からお話があったような意味で、現在の案に入れないことにしているのではありませんが、御説のように、当初の案には私の方は短期給付も入れて行、こういう案になっておりました。それは一方では五人未満の組合は除外するということ、長期、短期を一本にした案で考えておいたわけです。そして私の方の国民皆保険とかあるいは国民年金というのに対する研究が、当初の案のときには十分でなかったものであります。その後厚生省といういろいろな事務的に詳細にわたって討論をしておる間に、どうしても一方において独立するとすれば五人未満の厚生年金の対象になつてない部分も救わなければおかしい、これは年金の方としてはそれでいいだろうけれども、短期の方になつてくると、現在の組合の状況から見れば、短期給付の内容そのものが厚生年金と区別するほどの相違は全然ない。従つて独立分離する必要を認めない。

一方では年金の対象を広げると同時に事務がふえますから、何ら給付の内容が変らないものを一本にすることも必要ないじゃないか、かてて厚生省側の御意見としましては、先ほどお話がありました国民皆保険がもう現にスタートしかかっている。従つてこれは君の方で独立しなくても、おれの方で認めたならそれで独立したと同じ効果が出るのじゃないか、だからこの点は了承してくれるようにということで、私の方も理に服した、こういうことになり

○芳賀委員 短期給付を行なつても別にプラスにもならぬということなんです、そういたしますと保険局長にお尋ねしますが、国民皆保険の立場から見ると、既存のたとえば私学とか役場の共済事業等の場合も、将来は短期給付事業というものは切り離して、国民皆保険の方へ統合するというような考え方の上に立っているのですか。

○高田(正)政府委員 大きい方向といひましては、短期給付部門が非常にいゝるな制度にばらばらに分れております。これを今御指摘のように統合の方に向けるのが大きい方向でございます。ただ今直ちにこれをやるかどうかということにつきましては、現存の制度をぶちこわすということは実際問題としてはなかなか至難な面もございます。それから、直ちにそういうことには相ならぬ。被用者保険と地域保険の二本建て短期給付部門をやつて、国民皆保険を実現したい、こういうのが当面のあれでございます。しかしながら大きな方向としましては、先生今御指摘のような方向に将来は進むべきものと私も考えております。

○芳賀委員 次に内容的なことについてお尋ねします。組合加入の問題ですが、この法案によると全面的に強制加入という建前である、厚生年金制度の場合には五人以上の事業場ということになって、五人未満というのは強制ではないのですが、これは五人未満でも全部強制ということになるのです。その点は非常に強く、団体としての体裁をなさぬような組合に対しても強制加入ということになっていくわけなんです、この点はどうか、少し強過ぎるようにも考えられるのです

が……。

○渡部(色)政府委員 これは法律の十四条以下に規定しておるのであります。常勤の役員は全部組合員となる。十五条で、その始期は職員となつた日から資格を取得する。十六条で、団体はその資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届けなければならぬ、こういうことになっております。従つてこの届出によつて結局組合員であるか掛金をかけなければならぬ、あるいは掛金をかけたから年金をもらう資格ができた、こういうことが確認されることとなります。御指摘のように、休眠組合が相当ありますから、そういうものはこの届出が正確に行われなければならない。しかし、私の方では、年金制度そのものの問題ではなく、団体そのものを整備強化するという面から、この事項によつてそういう休眠組合はそのまま置いておくのがいいか、整備統合した方がいいかということも指導して、組合指導面と法律の確認を並行していくことによつて五人未満の御指摘のような組合を整理ができる、こういうふうに考えます。

○芳賀委員 この制度を実施する場合は、やはり団体の経営の問題に当然触れてくると思うわけなんです。たとえば給与の問題等にしても、今対象になる九団体の給与内容を見ても、非常にでこばこになっておるわけです。特に目立つのは、市町村の単位組合の段階の職員の給与が非常に低く、その上が都道府県の連合会の段階、全国段階が最高というように、給与が一つの段階を示しておるのです。こういう点はやはり年金制度の実施に伴つて漸次改善していく必要があるのではないかと

思うわけなんです。また同じ農協なら農協の給与の内容を全国的に調査してみれば、都道府県によつて非常にでこばこが多い。ですから、年金制度を行うことはいいことなんです、その基礎になる給与体系の改善ということを見れば、この制度が十分活用できないと思ふのです。農林省としては、今後どういう指導の態度をもつて団体職員の給与の体系の改善等に当るのか。

○渡部(色)政府委員 農林漁業団体には、一つの統一的な給与体系というものは御指摘の通りございません。これは、農林漁業団体は一つの地域をもつて成立しておりますから、その地域の経済力の差によつて、組合の状況がまちまちであります。従つてその組合の事業に依つて支払い可能な給与が支払われているのが現状であります。しかしこのことをそのまま認めることは、団体自身自身の指導の建前からいって放置できないのであります。組合を適正規模に合併なら合併を進めていく、そういうことによつて組合の経済力をつけ、職員に一定の給与を払つていく、こういうことを考えていかなければならないのであります。そこで、この法律を準備するに当りまして、私どもが最もその点を懸念し、一面におきましては、給与体系がはつきりしておりますと、過去の短い期間の給与を標準にして年金を交付することができ

るわけです。これは過去五カ年間の平均標準給与を出しまして、それをもつてやることを法律の中で仕組んでおります。さらに団体自身自身の心構えに、現在の状況では、たとえば御配付してあります表の農協協同組合等を見ますと、特殊農協、総合農協合せて

三万四千くらいあるうちで、この法律を準備するに際して報告のあったものは一万四千くらいで、あとの二万六千の中には養蚕農協のように常勤職員の少ないものもございます。これが約六、七千ございまして、その残りの組合は常勤職員があつてなおかつ報告もないのであります。こういう状況でこの法律を取り上げるとあとに問題を残す、不公平の問題も起ることになるから、その点団体側としてどう考えるかということを検討いたしまして、団体側としては団体の加入予定の組合のカードを中央で集め、カードには定期的に決算の状況なり職員の異動、昇給の状況を載せるように団体側として責任を持つてやる。三十二年三月末の調査は予備調査でありますから全体をやらなかつたのであります、この法律の施行に当りましては、団体がそういうことを責任を持つてやる。それは団体の指導に当る面でもつべきに見ることができま、従つて団体の経済力をつけることにも使えますから、それによつて御指摘のように団体の整備強化の方に一段と努力ができ、組合員の給与も漸次改善される、こういうように考えております。

○芳賀委員 今のお話ですが、経済能力の低い組合に直ちに適正な給与を実施するといつたつて、これは無理なんです。しかし漸次そういう方向に持つていくことはどうしても必要だと思ひます。先ほど厚生大臣が言つたように、給与の低いものをそのまま放任しておいて年金制度だけでこれを救うということでは妥当性を欠く。今全国には農林漁業組合の再建整備の指定を受け

てやっているところもありますし、あるいは整備特別措置法の指定によって再建を進めているものもありまして、すぐというわけにはいきませんが、この機会にあわせて全国的な職員の適正給与というものを発見していく、そういう点はいかがですか。

○渡部(伍)政府委員 身分保障は年金制度を作ればできる、こういう主張が相当強かったのであります。しかしその前に、給与ベースが低いために協同組合あるいはその他の団体の職員が

他に輸出するのを防止することはできないから、その給与を上げることが先決ではないかという議論を相当やったわけであります。その給与を上げるのにはやはり団体の経済力をつけることが必要でありますから、どうしても経済力をつける努力をしなければならぬ。しかしそれはそれでやりながら、年金制度も一つの身分安定が主であることは間違いないのでありますから、まず経済力をつけるということが対して団体側が努力することが一つの前提になってこの年金制度をわれわれは取り上げたわけであります。しかし御指摘のように、団体の経済力をつけることは非常に困難な問題があります。現在の中で大体総合農協の三分の一は非常にいい組合、三分の一は大体まあまあというところ、三分の一はいろいろなトラブルが起きたりあるいは休眠状態にあり業績が上らぬ、こういうもののでありますから、いろんな法律で努力しなくてはなりません。合併の推進にいたしましければならぬ。合併の推進にいたしましても経営の管理にいたしても、そういう問題があるわけであります。それはそれで並行しながらやっていく。

しかし先ほど御説明申し上げましたように、この年金制度を施行することによって掛金を職員一人々がかけることになる。その状態がわからなければならぬ。さらに、掛金をかけなければおそれく年金はもらえないことになるだろうから、どうしてもこの制度を施行することによって、やはり組合の事務担当者それ自身の組合の経営計画に対する考え方が變つてくるのじゃないかという期待も持っておるのであります。

○芳賀委員　ですから結局、不振組合に対する育成強化というものの施策が伴っていないと、逆効果になるような場合があると思うのです。この制度の実施において職員の質的向上を期待しておるわけなんです、不振組合に対する育成というものを放任しておく、逆に今度はこの制度から逃げるようなやり方を考えて、たとえば臨時的な職員をたくさん入れるとか女子職員に依存するとか、あるいはまた地方町村では、比較的ひまなこの給料だけで食っていかなければならぬというわけでないというようなボスの有閑子弟をそこにに入れてやるとか、そういう逆の現象が生まれないとも限らない。ですからやはりその制度に期待を持つ場合には、不振組合に対してどういうような育成強化の施策を講ずるかということで、これは相当強力にやっていくかぬといかないと思うのです。そういう点はどうなんですか。

○渡部(伍)政府委員 全く御指摘の通りであります。現在まで不振組合の通
整備強化が徹底しないゆえんは、不振
組合それ自身の現状の把握ができた
かったのじゃないか。それは三十二年

三月現在の協同組合だけについての調査を表にしまして今お配りいたしますが、結論的に申し上げますと、総合農協一万二千七百、そのほか特殊農協二万連合会等合せて農協全体で三万四千二百九組合があるわけであります。その中で加入予定者数として予定されておりますのが、先般お配りした総括資料

料にあります一万四千百五十一というのでありますが、その残りの二万余りの組合は一体どういう状態にあるのか、こういう内訳をくってみますと、

三万四千のうち三千七百が業務停止でありまして、連絡先不明が五百二十五、その他が六千、それから専任職員のもの全くないものが九千七百五十三、こういうふうになっておるのであります。この中で専任職員のないものは、これは養蚕農協が六千でありまして、特殊の状況であります。それからその次大きいのは開拓農協でございます。これは非出資の組合で、経済事業等はあまり行わないのでありますから、これらはしばらく論外に置きまして、そのほかの組合は業務停止、連絡先不明、その他——その他というので実情の把握ができないのがこれだけあるわけであります。こういう状態でありまして、結局不良組合の指導が徹底を欠いておるわけであります。この際年金制度を実施することに関連いたしまして、このその他の組合は、先ほど御説明申し上げました組合員の確認をどうしてもやらなければいかなぬわけであります。この職員も、今度はうかうかしておればこの年金制度から脱落する。従つてこの際組合の常勤役職員についてあらためて注意を喚起することになります。そこへわれわれの方でも

年金制度を中心にして、御指摘のような経営の整備と強化の方に指導を徹底することによって、今までの再建整備であるとかあるいは整備特別措置法でありますとか、あるいは今後それ以外の実験指導が相当徹底することになるのではないかと、こういうふうに期待しておるわけであります。

○考査委員　そこで、結局、職員の給与改善にしても一応の目標というものが必要だと思ふのです。私は市町村の団体の職員の場合は、市町村役場の職

員の給与にやや準じたような、その辺りまでの改善は必要だと思うのです。特に戦前の産業組合等に例を見ると、その当時は役場と産業組合の職員給与といふものは、ほぼ均衡がとれてきたのです。戦後になってずっと變つてきて、町村役場は今一万二千円ぐらいの平均水準で、組合の場合には大体九千円台ということになると、同一市町村の区域内において役場の職員と農協の職員が三千円も違うということはちょっと当を得ないです。これは農協にしても、漁協にしても一つの社会性とか公共性を持って、産業なり経済の仕事をやっておるのですから、でき得ればその辺まで適正に改善させるように、漸次その方向に移向させる必要があるのではないかと思うわけです。

○渡部(佐)政府委員　これは職員の側からいえば当然であります。が、支払う側からいいますと、支払う財源がないのに、その給与を支払えない、こういうことでありますから、どうしても個々摘摘のように団体そのものの経営をよくするということが先行しなければならぬということになると思うのです。従つて年度の年金制度を実施いたしますと

すれば、経営改善に対して相当強力な反省の材料になるのではないか、こういうことを期待しております。

○芳賀委員 その点はちよつと局長識が足らぬですよ。同一市町村の中において役場の場合は、支払い能力がなかくても住民に税金をかけてその税金から給料を払う。そうでしょう。ですから同じ市町村の中の経済圏の中で、能力が異なるということではないと思うのです。ただ一方は自治体ですから、税金を無理にでも取り立てて、それに

協はなかなか経済的な経営不振で払えないといふところ。問題があるわけがないといふ地域内における均衡というものは考えていかなければならぬと思ふのです。ですから最低の給与保障がやれるような経営というものをやってもらわなければいかぬのです。この制度によつて職員の資質が向上すれば、漸次そういうことは期待に沿ふと思ふのです。だから方向としてはそういうことかなければいかぬといふくらいのことゝを明確にしておく必要があると思ふ。

○渡部(伍)政府委員　ですから職員側の側からいいますと、とにかく同じ地域で不均衡があることは耐えられないことだと思ひます。どうしてもそこを保持していかなければならないのは当然だと思ひますが、支払う側が違ふわけでありますから、市町村とか公共団体であります。御指摘のように公的な権力的な収入で確保しているけれども、協同組合はいわゆる自主的団体であります。経済的行為により上つた収入で払っていくといふことでありますから、協同組合の経営が悪ければ収入が少い。そうすると支払いたくても

支払えない、こういうことになつてい
る。端的に申しますと、たとえば市町
村が合併していろいろな経営の合理化
をしているにかかわらず、協同組合は
依然として三百なり五百なりの小規模
の単位で、経済状態が非常に変わったに
かかわらず、そういうことをやってお
れば支払えないのが当りまえだ、経営
者側においてこういうことができることを
やらない。こういう面も多々あるわけ
でありまして、この年金制度でそういう
点があつて表面に出てくることにな
りますから、同一地域において同一給
料を払わなければいかぬという理想を
実現するには非常に役立ってくる。
またそれを私どもで、少し語弊がある
かもしれませんが、これを一つのよす
がにして経営刷新強化の指導の一つの
てこにしたい、こういうふうに出て
おります。

○神田(大)委員 関連して、今の給
与の問題でお尋ねしますが、なるほど給
与を払う組合が独立の事業をやってお
るのだから、まちまちであつてもこれ
はやむを得ないかもしれないけれど
も、協同組合やその他の農業団体のと
きはそれが非常にはなはだしい。非常
にはなはだしい部面をそのままにして
年金制度を進めるといふと、そういう
給与のどこにあるいは不振組合等の
問題がガンをなして、せっかくこの職
員の待遇改善のために、あるいはその
ほか農業団体の振興のために作った年
金制度が、そういう点からくずれ去る
おそれがある。ですから私は、今まで
も農林省はそういう点においてもつと
積極的にそういう問題を取り上げてや
るべきだと思つたのですが、こういう
点において農林省の今までの指導はあ

まり貧弱だつた。そういうのが、今度
の年金制度を実施するに當つて非常に
問題になつておると思つたのです。だか
らして、今度はこの際これに對して
ちゃんとした方針を立ててこれを推し
進めていってほしい。それにはた
とえば中央において、あるいは農林省
において、これは何もないとは言いま
せん、いいとは言いませんけれども、
少くとも単位の組合が果の経済連ある
いは信連になつてくる。信連や経済連は
全国の販運、購運あるいは中央会、中
央金庫になつていく。ところがそ
ういふ一つの系統的な力を利用して、
同じ系統に働く者の待遇を向上させる
一つのくさびになつていく。これは一
つの手づるになつていくのです。そ
ういふ点において、末端における非常
に安い賃金でもって働いておる農協の職
員を、そのまま系統の人たちが見捨て
るということはいけなないことである。
私は系統の上級機関がほかの機関より
も給与がいいとは決して言いませんけ
れども、それよりもつと低いところに
甘んじて働いておるこの単協の職
員の給与に對して、みんなが関心を
持つて、この年金制度がスムーズにい
くような方法を考えるべきだと思ふ。
そういう点について私はいろいろ問題
があると思ひますが、この問題を言
と長くなりましてから、この給与問題
だけ申し上げておきます。

いま一つは、職員の採用の問題、や
はりいい職員を採用すれば事業は伸び
ていく。ところが、現在のように八千
円かそこらの平均賃金しか払えない。
女の子でいえば三千円ぐらい、男の子
でいえば五千円や六千円という給与の
ところもあります。そういう給料で

もつてりつぱな仕事をやれといつても
できつこない。りつぱな人が来つこな
い。長続きがしない。一年か、二年の
腰かけでやめてしまふ。そういう問題
もありまして、職員の採用に對する
基準というものは、今までは組合長さ
んが適当に採用したところが多いので
しょうけれども、少くとも私は給与を
ちゃんとすると同時に、将来の職員の
採用を、ただ頼まれたから入れるとい
うことじゃなしに、一つ県段階等に
いて審査委員というものを作るとか、
あるいは農業協同組合職員適格試験と
いうようなものを通して、そういう試
験を受けた者を入れるということに
して、そして職員の質的向上をはか
ることによつて、一方において給与を
上昇させるということによつて、両方
面において努力すべきだと思ふので
す。そういう方面においてあなたの御
意見を一つ伺いたいと思ふのです。

○渡部(伍)政府委員 協同組合その他
の農業団体に対する農林省の従来の指
導が不徹底であつた。その結果職員の
待遇等についてもまずい点がある、こ
ういふ点は率直に認めなければいけ
ないと思ひます。これは終戦後のいろ
んな混乱、新しい農地改革以降の農村
社会経済状況から、新しくできた団
体が、これは全部といつても共済組
合と土地改良区を除きまして、協同組
合には自主的な民主的な団体でありま
して、アメリカ占領軍の指導からい
えば行政は指導をするのでなくして情
報を提供するのだ。一切の団体の行為
は団体の自主的活動にまかすべきだ、
こういう声が非常に強くありましたか
ら、そういうふうな結果が出てきてい
る。これはある程度やむを得ないと思

います。しかし協同組合法施行以來十
数年を経過しております、一つの新しい
転機に来ておるのじゃないかと思ひま
す。従つて過去の事情をもとにしまし
て一体どうしたらいいか、こういうこ
とで昭和二十九年の改正について協同
組合については中央会というものも作
りまして、そこでもつと徹底した指導
をやつていく、こういう制度もできて
おります。しかしいづれにしても
団体が自主的な独立団体である。従つ
て個々具体的な事情によつて団体の経
済力が違つてありますから、そこ
にたゞいま御指摘がありましたような
給与のアンバランスというものも当然
できてくるのであります。しかし現状
でいいかということになれば、現状で
はよくないと思ひます。現状では
従つてこの年金制度あるいは整備特別
措置法とか、あるいはいろいろな方向
でもつと虚心たんにいって団体側ある
いは団体における中央会等の指導機関、
行政庁、こういうものが一九二五となつ
て団体の向上に努力すべきである。こ
ういふふうな時期に到達しておると思
ひます。これは先ほどの協同組合法改正
のときにも委員さん方から数々御指摘
をいただきました、速記録をもとにし
て整備をいたしております、新しく
それらを取り上げてやつていきたいと
思ひます。ただお話がありました、職
員を協同組合で採用する場合に、一
定の資格のある者は一定の給与でなけ
ればならない——こういうことを今す
ぐやれと申されても、これは組合の状
況がよくなければ雇はれない。雇う経済
能力がないわけでありまして、この
年金制度を施行した後に当然そういう
問題ははつきり解明しなければいかぬ

のでありまして、今後の問題というふ
うに私は考えております。

○神田(大)委員 そういう点について
農林省が全知能を結集して、一つの
年金制度ができるのを契機として、職
員の質が上ると同時に給与も上る、そ
うして人間らしい生活ができるよう
に、そういう方法をとつてもいい
い。実際にいって末端にいくと全く氣
の毒な状態である。それからいま一
つ、あなたは、努力が足らぬが占領軍
のあれでやむを得なかつたというよう
なことを言われましたが、そういうこ
ともあつたらうと思ひます。しかしな
がら施策の上において農林省関係の補
助金にいたしましても、予算措置にお
いて、私はやはりそういう面において
年々少くなつてきていると思ふん
です。そういう点は私は口では強化す
る、振興する、指導すると言ひなが
ら、実質面において低下している点
があると思ふ。こういう点は一つ反省を
して、農業団体を維持育成する上にお
いて必要なる予算的措置を果敢にとつ
て、そして農業協同組合その他の農
業団体を振興させるといふ方向へ行
つてもいいというのを要望してお
きます。関連でございますからこれ
で終ります。

○渡部(伍)政府委員 農業団体に対
する補助金は、整備特別措置法とか、相
当膨大な金がかかつてゐるわけだ。
それはここ二、三年実施されておるの
であります。しかしそれでは団体自
身幾らやろうとしても、団体の強化
がなければ効果がないわけでありま
すから、その団体を強化することに
ついて、これは協同組合あるいは団体
の問題でなしに、日本農業全体の問

題に関連するわけですが、そういう点にもさらに一段の努力をしなければならぬと思います。ただ何といひますか、市町村その他の公共団体側は相当果敢に市町村の合併等ができておりますが、団体側は自主団体であるから、やりたくてもいろいろな問題でできない、こういうような問題が残っております。こういう問題をやはり片づけないと経済力もできませんから、御指摘のように年金制度ができません、いやおうなしにそういう問題は前面に押し出されますから、これを取り上げて果敢に実施していきたい、かように考えます。

○芳賀委員 具体的問題に入ります。たとえば給与の範囲——職員の給与といつても基本給与とか手当とかいろいろあるんですが、この法律はどの程度のことを言っているんですか。

○河野説明員 給与につきましては私から答弁申し上げます。法律の十二条に「この法律において「給与」とは、給料、俸給、賃金、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、勤務の対価として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月をこえる期間ごとに受けるものを含まない」ということになっています。これは先ほどからいろいろ議論がございますように、農協等の団体における給与につきましては、基準と申しますか、公務員のような一定の組織のもとにおける給与という体系ができておりませんので、実質的に受けるものを前提としておきます。従いまして「臨時に受けるもの」ないしは「三月をこえる期間ごとに受けるもの」、こ

れもいわば臨時的なものでございまして、かようなものについては除いて、通常受けるものを一応給与という考え方では整理をするということにいたしております。

○芳賀委員 その点は個々の組合員の掛金算定の基礎になるんですから明確にしてもらわぬといふかぬと思います。組合の場合ですから全国一律の給与体系ではないんですが、たとえば家族手当というのがあるんです。それから期末手当というのがあるんです。それから夏期手当と年末手当に分れておるんですが、とにかく期末手当というものは団体でも出しておるんです。それから家族手当とか石炭手当、これは当然支給しているわけですが、それから、たとえば決算手当——毎年決算やなんかで特に繁忙をきわめておる場合の給与、こういう通例支給されておる給与は臨時的なものにはならないかと思うんですが、これらの見解はどうなっているんですか。

○河野説明員 ただいまの点でございしますが、われわれの手法では一応検討いたしておるのでございまして、大体家族手当、家族手当等は給与の中に入れておる考え方であります。ただし期末手当あるいは決算等の繁忙期における若干の給与のようなものは、臨時的収入というふうな考え方で整理いたします。一応そういう考え方で整理いたします。と考へております。

○芳賀委員 今河野さんの言われたのは、家族手当と家族手当と石炭手当ですね。それで期末手当を落すのはどういうわけですか。これは組合の毎年の収支計画を見ても、これらのものは当然基本的な給与の中に入っているんで

すよ。これは臨時的な、もうかつたから出すというのではなくて、給与の一つの体系の中に入っていると思うんですが、これが入っておらぬということになると大へんな問題になると思うんです。

○河野説明員 ただいまの点でございしますが、実はこれは社会保険その他の例を一応調べておるのでございまして、それらの例によりまして一応除かれておるもので、大体そういう例にならなければならぬか、かように考へております。

○芳賀委員 しかし全国で一番給料が安過ぎるというところは、厚生大臣も立証しているのですから、給与の中から期末手当を落とすということになると、なお水準が低下すると思う。これは全国的にも、どの不振組合であつても、期末手当はおそらく出しておると思う。これはただ臨時的とか三カ月をこえるというものは全く性格が違ふと思う。一步譲って決算手当は別にしても、この点だけは審議を進める上において態度を明確にしてみたい。

○渡部(五)政府委員 ただいまの説明は、現状の制度をもとにして今検討中のものを御説明申し上げたのであります。ここに法律に書いておられます臨時なもの、この範囲の認定の問題になります。従つてたとえば公務員のように期末に一・五カ月分を払うとか、そういう問題がきまつてくればそれは当然臨時でなくともありますが、今の制度でやっておるものは、いわゆるボーナス、期末手当、そういうものは臨時的なものとしておるわけでありまして、そういうものをはずすというわけでありまして、従つてこれは私の考えでは、どうして

も組合でそういう臨時的なものか、經常的なものかという何かの準則を作つてもらわなければいかぬことになると思います。たとえば家族手当なり家族手当というものは明らかでありまして、今期末手当をこれ以下に保証する、あるいはそれ以下に保証する場合もあるかもしれませんが、しかしこれまでは必ずやるのだというところになれば、そのものはいわゆる臨時的なものではない、こういうふうな取扱ひをやらなければいかぬことになるだろうと思ひますが、その点は御指摘のように、給与体系でそういう準則が各組合にできていないと思ひますから、そういうものを作つてやつていきたい、こういうふうな考えです。

○芳賀委員 期末手当は、これは官公庁ともちろん別ですが、期末手当というものは、一般の企業等においても基本給与の中に入つておるのです。だから農林漁業団体の場合は全国一律に期末手当が二カ月とか二・五カ月ということにはなっていないとしても、とにかく期末手当は基本給与の中に入つておるというところは通念です。だからそれをあなた今落してしまふというのは局長らしくないじゃないですか。あなただつて期末手当というものを対しては、これは当然基本給与だということとを理解しておるでしょう。

○渡部(五)政府委員 これは給料、俸給、賃金、手当、賞与、その他いかなる名称を問わず、そういう基本的なものに入れるという前提でありまして、今期末手当、期末手当とこちで説明しているのは、臨時的な期末手当として会社でもうかつた出す、そういうものは入らぬ、こういうわけでありま

す。ところが必ずしも協同組合では、全部この本文のいわゆる手当なり賞与だといつてしまつていいのか、あるいは臨時的なものがあるのか、その区別をこちで行政的に通牒なら通牒を出して仕分けしてもらつたらいいのではないかと私は考へるのであります。ですから一般的に期末手当というものは当然この本文の中の給与、賞与の中に入らなければならないから、それは問題ないわけでありまして、それ以上はいわゆる臨時手当、そういうものは入らない、こういうことであると思ひます。

○芳賀委員 大体わかつたのですが、ただ名称は必ずしも団体の方は期末手当と云つておらぬのです。大体二回に分けて年末手当と夏季手当として出す場合もあるし、あるいは決算手当というふうな意味で出す場合もあります。だから、こういうものをいわずに期末手当であるというふうな解釈していくとすればこれは問題ないわけですが、なおこれは法案の採決までもう一回あとで間違ひのないように明日でもいいですから明確にさせていただきたいと思ひます。

その次にお尋ねしたい点は、この法案の中にも各所に政令の定めるところに従いというふうな字句が大分ありますが、政令等の用意されたものの内容、なお聞くところによると農林、大蔵当局間において覚書が交換されておるというふうには私は承知しておるわけですが、おそらくそれは掛金率の問題であるとか、国の補助の問題であるとか、あるいは厚生年金特別会計からの本制度への交付金の問題とか、そういうものは政令とか、覚書の内容に示さ

れておると思うのですが、この際それらの点を具体的に示し願いたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 大蔵省との了解事項というのがあります。それは、この制度による退職給付についてはその国庫補助を行うに当つては、この制度の成立の経緯にかんがみて、厚生年金の場合と同様六十才以上の受給者に限ることを原則とするが、他の共済年金制度との均衡も考慮して、暫定的には五十才から六十才までの受給者についても国庫補助の対象とする。すなわち退職年金給付の年限を国民年金制度の確立まではペンデイングとして五十才から支給する、こういうことが第一点であります。

それから第二点は、法律の第六十二条であります。給付に要する費用の百分の十五に相当する額を補助する、こういうことになっております。その「給付に要する費用(政令で定めるところにより算出した額を除く。)」の「政令で定めるところにより算出した額」とは何かということですが、これは五十才から六十才までの受給者に対する給付に要する費用の額から、給付に要する費用の総額に整理資源率の割合を乗じて算出した額を除く、こういうことであります。その意味はこういうことであります。厚生年金の積み立てが完全積み立てになっておりませんから、財源率の計算の場合に、いわゆる整理資源率というものが一四・七四％であります。そのものには百分の十五の補助を考へない。すなわち掛金率は七八％でありますから、それから一四・七四％を引きますと約六三％、六三％に対する百分の十五の補助

を行うという意味で、そういうことを申し合せておるのであります。

○芳賀委員 これは大分法律と比べるとインチャキが出てくるのです。どうですか。法律では五十才が給付開始の年齢になっているのでしよう。今局長の言われたところによると、原則は六十才以上ですね。暫定的には五十才ということになる、そういうことは法律に何もうたつてないじゃないですか。これは問題だと思ひます。五十才から開始されて、原則六十才ということになる、これは組合員の受給額が結局低下しますから、余命率というものは下る。こういうものは覺悟としてはけしからぬ内容じゃないですか。

○渡部(伍)政府委員 これは国庫補助率の問題でありまして、給付の開始はあくまでも五十才であります。五十才から六十才の間は、補助の対象にしないことを原則とする。しかし、全体の国民年金制度ができるときに、それはあらためて相談しよう、こういうことで、これはあくまでも国庫補助率の問題でありまして、年金開始の点は、御承知の通りであります。

○芳賀委員 そうじゃないのです。年金開始は五十才となっておりますが、補助の対象になる面が少なくなつて、実質的に一五％にならないのじゃないですか。大体一三％くらいしか国庫補助が出ない。法律では一五％になっているけれども、中身がだいぶ狂つてくると思ひます。それから整理資源率の問題にしても、果して一四・七四％と云うのは妥当なものであるかどうかという点も不明確なんです、これは専門的な分野だから局長じゃなくても

けつこうですから、もう少しこの点は、整理資源率とか、財源率とか、特別会計から移行される場合の算定の基礎とか、そういう問題はやはり制度運用上大事な問題になると思ひますので、できるだけ具体的に説明してもらいたい。

○渡部(伍)政府委員 どれだけの補助をするかというところは、程度の問題でありまして、どこでなければならぬという問題はないのであります。それから厚生年金積立からの移管につきましても、今度の法律では私学あるいは地方公共団体に比べますと格段の改善がなされているのであります。たしか市町村の場合は脱退と同じに扱われておるのであります。そういうのに比べると非常に改善されております。なお詳しくは課長の方から説明いたさせます。

○河野説明員 ただいまの御質問の点でございしますが、お手元に出ております資料の二ページをごらんいただきたいと思ひます。ここに農林漁業団体職員共済組合所要財源率というのがございします。この表の一番左の方の上から、予定利率五・五％と書いてあります。これは御承知の通りこの資金の運用をどの程度に見るかということとございまして、大体国債の公称利回りをとつて五分五厘にいたしております。これは各組合によつて若干相違はございますが、当組合においては五分五厘ということにしております。

その次の段は、退職年金支給開始年齢五十才とありますが、これはその通りであります。これを前提として退職一時金、遺族一時金、障害一時金、退職年金、障害年金、遺族年金、これ

らの点についてこの法律に基く給付額がどのくらいになるであろうかということ、アクチュアリーな計算によつて出したわけでありまして、この出し方は、たとえば脱退残存表等につきましては、脱退率と申しますか、これは昭和二十七年から三十年までの四年間の農協の実績を前提といたしまして計算したものでございします。死亡率につきましては、四ページをごらんいただきましますとわかりますが、国民生命表の男子死亡率の二割減というのをとつております。これはなぜそういうふうにしたかと申しますと、生命表は健康な者が弱い者も全部入つておるのであります。が、大抵就職して仕事についている者は悪い者が少いので一応二割減という比率をとつていましてございします。

障害率につきましては、大体各組合の実態等を調べましたがなかなか正確なものがございますので、一応国鉄の癩疾率を採用いたしております。ほかに資料がございせんのでやむを得ずこの資料をとつております。給料指数等につきましては、昭和二十七年から三十年までの農協の実績を中心にしたしまして、勤続年数によつて上昇率を若干変えております。早い時期におきましては、五％の上昇、漸次四、三、二、一と上昇率は減退するといふ前提で給料指数の上昇を考へております。

そういうようなことを前提にいたしまして退職一時金、遺族一時金その他のものが一人当たりどのくらいの内容になるであろうかといふ内容の千分率を出したものが一番左の財源率の計算の基礎になるわけでありまして、先ほど局長から説明がありましたように、国庫補助一五％というものは、この小計の

通り千分の七二を中心にして計算をされております。それから整理資源を一四％と見たこの整理資源とは何かということですが、これは厚生年金の被保険者期間を通算することになつておりますので、従来の掛金率が低い給付を予定されてきましてございしますために、責任準備金の不足が生ずるわけでありまして、この不足の責任準備金を一度に補てんすることは技術上不可能でございしますので、未来永遠にわたつて償却をしていくという考え方で計算いたしますと、大体元本にはほとんど影響がありませんで、利息相当分を収入していくことになりまして、それを一応整理資源と申しておりますが、ここに計算いたしますと、アクチュアリー計算によりまして約一四・七四％ということになります。その計算の基礎は右の表にございしますが、責任準備金として一応必要なものが百五億、厚生年金の積み立てから移管されるものが、これは農協分だけでございしますが、大体三十三億。従ひまして、不足分が七十二億ということになります。給与の年額等から計算して現価率を出して、そうして結局利子相当分が幾らになるかという計算を出して、それが整理資源として出てくるわけでありまして、そういうふうな形で一応この財源率を出しておりますので、当分の間の掛金としては大体千分の七六程度になるといふ見通しを立てております。

これは過去の実績をもとにした推定でございしますので、実施した際においては当然修正をいたさなければならぬと思ひます。大体各組合におきましては四、五年を単位として修正をいたすことにいたしております。従ひまして当

組合におきましても、実施後五年程度たてば当然実績等を勘案いたしまして修正をするというのを考えておるわけでございます。

それから厚生年金からの移管の問題でございますが、それは先般局長からも御説明がありましたように、不足する責任準備金の一部移管ということでこの問題を解決したいと考えておるものであります。前例によりますれば、いろいろの方式をとったようでありますが、当組合と厚生年金との関係につきましましては、移管をするという形で整理をいたしたいというふうに考えております。それでその移管の方式は、昭和三十三年十二月現在の積立金を今までに払い込みました掛金の割合によつて、農林漁業団体職員が厚生年金加算加入者は約二十三万になります。が、二十三人分を移管するということがにいたしてあります。しかしこの計算は実際は相当の期間を要します。約四、五年を要するというふうに関係者は申し出ておりますので、それでは非常に不足でありますので、とりあえずは三十四年度中に概算をもちょうとすることにはいたしてあります。この計算は、概算につきましましては三十三年の十二月三十一日現在の積立金を基準にいたしまして、それを総人員中に占めます農林漁業団体の人員と給与、この比率で分類をして概算額をもちょうとすることにはいたしてあります。大体大ざっぱに計算をいたしますと、約四十億前後になるのではないかとこのように考えております。

○中村委員長 本会議散会後委員会を再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時二十三分休憩

午後三時十九分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林漁業団体職員共済組合法案を議題といたし、質疑を続行いたします。芳賀貢君。

○芳賀委員 午前中にお尋ねした国の補助の關係なんですが、局長の答弁によると、六十才と五十五才との五カ年間の給付分に対しては、政府は百分の十五の補助対象にしないという点と、それから整理資源率分に対しても補助の対象外にするということにしてあるわけですね。この点は法律では百分の十五を補助するということが建前になっておりますが、実質的にはだいぶ補助率が下るといふことに結局なるわけですが、この内容を午前中も一応伺ったのでありますが、どれくらいにこれが低下するか。それからまたこの二点を補助の対象から除外しなければならぬという具体的な理由、これをもう一度御説明願いたいと思います。

○尾中説明員 六十二条にございますように、給付に要する費用の中で、政令で定めるものを除きまして、その残額の百分の十五ということになっております。その内容を申し上げますと、まず第一点は整理資源相当分は除外すべしと称してございまして、整理資源と称しますのは、組合設立のときに厚生年金等の通算に關連いたしまして生ずる料率になるわけでございます。これは理想的に申しますと、整理資源というものをゼロにするか、あるいは他の市町村、国家公務員共済組合等で

とっておりますように、国なり市町村が負担する、こういう建前にいたしますれば、団体なり、あるいはその職員の負担にはならないわけでございます。けれども、農林漁業団体の場合には雇用主でございます。団体はそれを全部負担するといふことは、負担能力の關係もございまして、不可能な現状にあるわけでございます。従いまして組合員と団体が負担せざるを得ない、そういった性格の整理資源につきましましては、政府として補助の対象にはできないといふのが財務当局の一貫した考え方でございます。従いまして今度の場合にございましては、整理資源相当分を除外いたしまして、その残余のものについて百分の十五の政府補助を行うということに決定されておるのでございます。

それから第三点の問題でございますが、大蔵省と農林省との間の話し合いによりまして、法律の年金の支給開始時期は五十五才ということになっておりますが、国庫補助の対象にいたしますものについては、さしあたっては五十五才から給付される年金について国庫補助の対象にするということに決定しておるわけでございます。しかしながら将来他の共済組合におきまして、あるいは厚生年金、国民年金等におきましては年金の支給開始時期が五十五才以上の年金に改正されるというような事態が出た場合、現在厚生年金は六十才以上の者に年金を出すことになっておりますし、他の共済組合、国家公務員なり市町村等におきましては五十五才から年金を支給するといふことになつておりますが、そういうものにつなきて、五十五才以上になった場合に初めて年金を支給するといふふうな

一般的情勢になりました場合には、共済組合の場合におきまして五十五才から支給はするけれども国庫補助の対象についてはそれを対象にしない、こういう経緯になつておるのでございます。率の点で申しますと、前段の整理資源相当分を除いて百分の十五ということになりますと、給付相当額に対する百分の十五に對しまして約百分の十二・一くらい、こういう数字になるかと思ひます。

それから、五十五才から六十才の間を国庫補助の対象にしないという点につきましましては、これは将来給付が発生する場合のヒントと申しますか、それを推定しなければならぬので、これは御承知のように、あと少くとも六年掛金を新組合においてかけまさんと年金の受給資格は出ないということにもなりますので、将来の計算の結果いかによつて、あるいはその時期によつて率は変動して参るということにならうかと思ひます。

○芳賀委員 補助の対象になる給付年金の問題は、午前中の局長の答弁と違ひますが、局長は原則を六十才にして、暫定的には五十五才ということにしてあるけれども、とにかく政令の内容は容はこの五十五才と六十才の年令の差に相当する分の給付分については、これは補助の対象から除外するのだという説明をしておるのです。局長は今この課長の答弁とちよつと違ひのようです。

○尾中説明員 きよう午前中局長が説明したことに變つておりません。と申しますのは、現状におきましてはさしあたり五十五才からの者についても補助の対象にする。従いまして原則は六十才以上の者に対して給付する場合に

補助の対象とするという申し合せになつておりますが、しかし当分の間先ほど申しましたような問題が將來出た場合には、その開始年令につきましまして、国庫補助の対象にするかどうかというのを検討した上で六十才以上ということにする。さしあたっては五十五才から国庫補助の対象にする、こういうこととございまして、局長から申しましたことと同じ内容のことを敷衍して申し上げたのでございます。

○芳賀委員 そういうことになるとますます問題になると思ひます。けれども、法律とまた違つたことを農林、大蔵の覚書で定めるといふようなことは當を得ないのじゃないですか。原則がもし六十才であるとすれば、法律で明確にそれをうたつて、ただし書きか何かで、ただし暫定的に五十五才からの分を当分の間は補助対象にするといふことがうたわれておらなくて、両当局だけの覚書で、將來これを六十才に改めるといふようなことは、法律の精神とか内容のどこにもうたわれていないことではないですか。どうですか。

○瀬戸山政府委員 今お尋ねの点は、さつぱらんに話をいたしますが、立案當時、実は給付開始年令を六十才以上にしよという財務当局の強い話がありました。しかしわれわれの方としては五十五才が適當だ、こういう主張をしたのであります。そこでいきさつをお話するのでありますが、それでは五十五才以上六十才に至るまでの間は国庫補助の対象にはしないという意見が出ておる、そういう不都合なことはない、こういうことで結局この法案のように五十五才以上ということにいたし

まして、五十才以上に對しては国庫補助の対象とするということになつたのであります。しかし先ほど来課長あるいは局長から御説明いたしておりましたように、將來の問題でありまして、他の類似の共済年金等の問題が六十才以上ということに改まつた場合には、この法律を統一する意味においてさういふふうにしたくない、さういふことであります。將來の問題でさうなるかどうかわかりませんが、さういふことになれば法律の統一上やむを得ないだらう、さういふ意味の覺悟を交換しておきます。法律といたしましてはさういふことは例外といひますか、この法律通りに、改正になるまでは通すという建前でありましてから御了解願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 それでありますと、政令には別に覺悟の内容を書くわけではなないのですか。

○尾中説明員 政令には原則として六十才からの給付について補助の対象とするけれども、当分の間は五十才から給付する者について国庫補助の対象にする、さういふ書き方にならうかと思ひます。

○芳賀委員 それはおかしいじゃないですか。瀬戸山さんの言つたのなら話をはかるのですか。……政務次官にもう一回この点を確認したいですね。

○瀬戸山政府委員 さつぱらんの内輪話で、これはさうも隠しもしたいません、さういふいささつがあらうといふことで、まあわれわれとしてはこの主張を通しまして五十才以上をこの制度に取り入れて、先ほど申しましたように他の法令の關係等が改正になる場合に、それと調整をとる場合は六十才以上にいたす、さういふことになつてあります。先ほど申し上げましたように、その間五十才以上六十才までの分は、この農業団体關係だけにさうするのであれば、その間の補助の対象としないといふいささつがあらうけれども、それは先ほど申し上げましたように、適當でないといふ主張が通りまして、その間も国庫補助の対象にする、しかし將來、先ほど申し上げましたように他の法令が改正になれば、これも軌を一にしようではないか、さういふことであります。……と將來まで続くわけでありまして、しかしさういふ事態が起れば、今申し上げましたように、六十才以上から給付をする、さういふふうになつておるわけでありまして。どうか御了解願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 大体わかりました。それでは他のこれと同種の事業が、たとえば現在五十才とか、五十才とかいふところありますが、さういふのが全体に統一されて、六十才なら六十才から給付開始というふうな事態になつた場合は、この制度もそれにならうことも將來はあり得る、それまでの間は五十才といふものは原則であるといふことには變りないのですか。

○瀬戸山政府委員 もちろんこの法律の通りでありますから、さういふことではある次第であります。今申し上げましたようなことが問題になりましたのは、御承知の通り社會保障制度について、それぞれ個々別々にさういふ制度を作るといふことについては、相當異論があるわけでありまして、國民全体について統一した社會保障制度を作るべきだといふのが相當の世論でありまして、理論的には私もそれが正論であると思ひます。しかしながら現実の問題として、さういふ理想論によつてはなかなか現実に沿わない点がある、特に農林漁業団体のさういふ役職員につきましては、すみやかにさういふ制度を作らなければならぬ、さういふ私も考へておりますし、さういふ強い現実の必要性もあるわけでありまして、しかし將來統一するといふような線が出ましたとき、必ずしも現在あります各法律を一本にするといふこともなかなか困難であらうといふ事態があるわけでありまして。さういふ場合に、法律自体は一本にならなくても、やはり制度の趣旨として一本にする必要があるであらう、さういふことを想定いたしまして、今のさういふことを話し合ひをしておる、さういふことでありますから、どうか御了解願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 ただいまの点は次官の答弁で了承いたしました。

○尾中説明員 さういふ午前中に御説明いたしましたように、整理資源の總金額は、農協分だけの資料であります。……が、組合発足時に責任準備金の不足額が約百五億圓という推定をしております。……農協関係だけで約三十三億七千万といふことになつておりますので、不足責任準備金としましては七十二億圓といふことになるわけでございます。これを給付年額で現利率とを勘案いたしまして、整理資源率を出しますと、掛金に對しまして、千分の一四・七四

と、理論的には私もそれが正論であると思ひます。しかしながら現実の問題として、さういふ理想論によつてはなかなか現実に沿わない点がある、特に農林漁業団体のさういふ役職員につきましては、すみやかにさういふ制度を作らなければならぬ、さういふ私も考へておりますし、さういふ強い現実の必要性もあるわけでありまして、しかし將來統一するといふような線が出ましたとき、必ずしも現在あります各法律を一本にするといふこともなかなか困難であらうといふ事態があるわけでありまして。さういふ場合に、法律自体は一本にならなくても、やはり制度の趣旨として一本にする必要があるであらう、さういふことを想定いたしまして、今のさういふことを話し合ひをしておる、さういふことでありますから、どうか御了解願ひたいと思ひます。

○尾中説明員 きよう午前中に御説明いたしましたように、整理資源の總金額は、農協分だけの資料であります。……が、組合発足時に責任準備金の不足額が約百五億圓という推定をしております。……農協関係だけで約三十三億七千万といふことになつておりますので、不足責任準備金としましては七十二億圓といふことになるわけでございます。これを給付年額で現利率とを勘案いたしまして、整理資源率を出しますと、掛金に對しまして、千分の一四・七四

と、約七十二億程度、さういふことになつております。

○芳賀委員 その七十二億が対象にならぬといふことですか。さういふことではない。その金利相當額が対象にならないといふのではないですか。

○尾中説明員 この七十二億の金利相當額を毎年掛金として出すものでございまして、その掛金率に相當するものが支出金に對しましてその整理資源相當分ものを差引いたものが国庫補助の対象になるということでございます。

○芳賀委員 さういふやり方がこれは妥當かどうかといふことですね。結局さういふことになれば掛金が引いた部分だけ増すといふことになるでしよう。

○尾中説明員 さういふやり方がこれは妥當かどうかといふことですね。結局さういふことになれば掛金が引いた部分だけ増すといふことになるでしよう。

○芳賀委員 二千三百万ですか。そんなに少い数字じゃないでしよう。とにかくパーセントで百分の三ぐらい減るのですから。そんな程度ですか。

○尾中説明員 国庫補助額が支出が約九億に對しまして一億一千五百万程度だと推定しておりますので、今の整理資源を含めない場合の国庫補助の減少額といふのは、先ほど申し上げましたような金額でございます。

○芳賀委員 私の聞いてゐるのは、国庫補助の減少額でなくして、その減少するもとであるところの、その整理資源の率の相當額といふのは、果して何億ぐらいになるかといふことです。

○尾中説明員 そのもととは、先ほど申し上げましたように、不足責任準備金といたしまして、現在農協分について計算しております七十二億といふものが起まらないために、それに見合う金利相當分を今後掛金の形で団体なりあるいは職員の方から出していくといふのが整理資源率になるわけでございます。……すので、もとの金額といふことになりまして、農協分だけで計算いたします

と、約七十二億程度、さういふことになつております。

○芳賀委員 その七十二億が対象にならぬといふことですか。さういふことではない。その金利相當額が対象にならないといふのではないですか。

○尾中説明員 この七十二億の金利相當額を毎年掛金として出すものでございまして、その掛金率に相當するものが支出金に對しましてその整理資源相當分ものを差引いたものが国庫補助の対象になるということでございます。

○芳賀委員 さういふやり方がこれは妥當かどうかといふことですね。結局さういふことになれば掛金が引いた部分だけ増すといふことになるでしよう。

○尾中説明員 さういふやり方がこれは妥當かどうかといふことですね。結局さういふことになれば掛金が引いた部分だけ増すといふことになるでしよう。

さい整理資源率に対する国庫補助の分は除くなどということは、必ずしも万全な対策だとは、正直なところ考えておりません。しかしながら法案立案の過程からいまして、その理想的なものばかりもできまいというところで、そういう点が出てきている、こういうふうな一つ御了解を願いたいと思います。

○芳賀委員 ただ問題は整理資源率を対家から除外することになる

と、組合の健全な運営とか組合員の負担の軽減上適正な運営が行われないう不安も出てくるんです。午前中にも言った通り、不振組合なんかの場合、掛金の徴収等については国税徴収法等によってこれを行うということになっていっているんですが、実際能力のない組合の場合には相当困難を来すことも予測できるわけです。だから整理資源率の対家除外というものは、金額は二千七百万くらいとしてもこれは大事な点だと思ふんですよ。このくらいな点は何とか農林省が少しがんばれば、大蔵省との覚書なんか書かなくてもよかったんじゃないですか。

○河野説明員 お尋ねの点につきましては、私もさような点についていろいろ大蔵当局と議論をいたしたのでございまして、その間におきまして、国庫補助につきましては厚生年金等の補助率一五%というものを一応前提にして大蔵当局としても考えるということになりました。その間に厚生年金に對してはさかような整理資源率等に対する分はございませんで、一応除くということになったわけでございます。しかしながらこの整理資源率の中にはこの厚生年金自体における

責任準備金の積み不足というものもございまして、さような点について将来何らかの措置をいたす場合には、それに準じてその補てんをしようというこの打ち合せもいたしておるのでございまして。従いまして、われわれが、しかしこの辺でやむを得なかつたということになったのでございまして。さような事情でございまして御了承いただきたいと思います。

○河野説明員 お話の点につきましては、われわれもいたしましていろいろ検討いたしましたのでございまして、将来さような点についてある程度の手直しは大蔵省としても他のものとの措置に關連いたしましてするというふうな了解も取りつけておりますので、やむを得ずこの辺でいわば妥協したという格好に相なつたのでございまして。従いまして将来さような点につきましては、できるだけ十分な措置がとれるように努力いたしたいと思つております。

○芳賀委員 前例はどうなつていますか。たとえば私学の共済とか市町村の共済組合も、やはり厚生年金制度から特別法で分離して現在行われておるわけですから、そういう前例はあると思ふですね。私学とか市町村の共済の方はやはりこういう整理資源率というものは補助の対象から除外されておるんですか。

○芳賀委員 この点は結局政令にまかせるといふことになっておりますが、この点を政令にうたう場合には、十分われわれの期待に沿つたような内容のものにされると思うので、今後の推移をわれわれは関心を持っていきたいと思ひますが、これは当委員会としてもこの点をどういう政令にするかという点に對しては問題があると思うので、これは問題点として一応保留しておきます。

○河野説明員 前例をいたしましては私学がございまして、今のお話の私学については、一応整理資源率も含まれて補助の対象になっております。

次にお尋ねしたいのは厚生年金特別会計から本制度に移行する算定方式の問題ですが、これもやはり相当問題があると思う。非常に不利な計算になるようにできていますので、この点についてでも算定方式の内容に對してもう一度詳しく御説明を願いたいと思ひます。

○河野説明員 市町村につきましては国庫補助の關係はございせん。

○尾中説明員 厚生年金特別会計から本組合に對する積立金移管の方式でございまして、その考え方は、まず本年末現在におきまして厚生年金における積立金の総額を基準にいたすわけでご

○河野説明員 それじゃ先に生まれた私学が除外されていなくて、あとに生まれてくるこれが除外になるというのは変じやないですか。政府としても取扱いが全く平等を得ないということになるんですね。これはどういうところになるんですか。短期給付事業も理由があるんですか。短期給付事業も切られておるし、国庫補助の場合においても実質百分の十五ではない。これはまことにまっすぐ子扱いのようなことで、この法律案は生まれてくるわけですね。何も最終便だから特別に扱わな

○尾中説明員 厚生年金特別会計から本組合に對する積立金移管の方式でございまして、その考え方は、まず本年末現在におきまして厚生年金における積立金の総額を基準にいたすわけでご

さいます。その金額は約二千五百億円程度という推定をしております。それから現在厚生年金から現に障害年金あるいは遺族年金というような年金額を支出してありますが、それが今後継続して支出されます際に、その支出に要する財源を確保しておかなければならぬという問題があるわけでございます。従いまして現在出ております厚生年金の年間の年金の支出額というものは約六十億程度であるという推定がなされておるのでございまして。これを現価に引き延ばしまして、それを財源として現在の積立金から出していくということになるわけでございます。ところが現価率で引き延ばしました額そのまゝを用いますと、その中には当然百分の十五の国庫補助が予定されておりますので、その百分の十五を差し引きまして残額の八五%相当額を今後どうして支出する遺族年金、障害年金の財源として厚生年金は保留しなければならぬということになるわけでございます。そので、本年末現在の積立金額からその年金の現在出しております年金の財源相当分を差し引きまして、その残額に對しましてある比率をかけたものを移管することとございまして。

その比率と申しますのは、分母におきましては、現在の厚生年金の被保険者が過去におきまして厚生年金に支払った保険料の総額と過去において被保険者であった者の支払い保険料の総額をプラスしたものが分母になるわけでございます。分子になるのは、現在厚生年金の被保険者であつて、今度来月一月一日から猶足を予定されております本共済組合に入ってくる者が、過去において厚生年金に支払った保険料の総額を

分子にいたしまして、その比率をかけたものをこの組合に移管するというのが考え方でございます。この計算方式につきましては、最後にかけます比率のうち、分子のいわゆる農林漁業団体の職員が過去において支払った保険料額の計算というのが非常に期間を要するということになりますので、さしあたり三十四年度に概算払いをしてもらうということとで相当額を厚生年金特別会計から本組合に移管する、こういうことになっております。その差額の調整は本計算が終了いたしました際に取り過ぎておれば返す、取り足らなければさらに追加して移管してもらふ、こういう筋道になっておるのでござい

○芳賀委員 ところが問題は算定方針が結局分母が大きくなるようになっていってしまう。従つて分子が小さくなるわけであつて、結局交付金が少くなるような、そういう方式になっているんじゃないですか。たとえば昭和三十三年の十二月三十一日以前に厚生年金保険の被保険者であつたすべての者が支払った保険料が、積立金の分配を行う場合の算式上分母の中に加えられることになっていまして、ですから私学とか、市町村の共済組合の關係者などすでに他の制度に転じてしまつたものも入つておる。それからすでに六十才以上であつて厚生年金の支給を受けており、現に掛金を納入しておらない者が支払つた保険料も算定の基礎に全部入つたのがこの分母でしよう。ですからさういふことで計算をやると、結局分子が小さくなることになるのです。実態よりながめた場合において、こういうような交付金の率の算定には、やは

分子にいたしまして、その比率をかけたものをこの組合に移管するというのが考え方でございます。この計算方式につきましては、最後にかけます比率のうち、分子のいわゆる農林漁業団体の職員が過去において支払った保険料額の計算というのが非常に期間を要するということになりますので、さしあたり三十四年度に概算払いをしてもらうということとで相当額を厚生年金特別会計から本組合に移管する、こういうことになっております。その差額の調整は本計算が終了いたしました際に取り過ぎておれば返す、取り足らなければさらに追加して移管してもらふ、こういう筋道になっておるのでござい

り理論的にも誤りがあるのじやないかと考えられるのです。これ以外の算定方式というのではないですか。經理の理論上からいってどういうことになるのですか。

○尾中説明員 この移管の考え方には実はいろいろの考え方がございまして、過去の例を申し上げますと、市町村の共済組合が厚生年金から分離、独立いたしました際には、個人々人につきまして脱退一時金という金額を計算いたしまして、それをもらって市町村の共済組合というのが設立したわけでございまして、ある意味からいいますと、現在の厚生年金の掛金は不完全積立方式というのをとっておりまして、現在の年金支出額は一部を除きましてまだ大部分の者は厚生年金では発生していないわけでございまして、従いまして現在とっております掛金は遺族年金なり、あるいは障害年金、そういうものを充たすという趣旨でやっておりますので、今後膨大に出て参ります老齢年金の相当額の掛金は追加して今後の問題として残されておるわけでございまして、従いましてある面から申しますと、市町村方式のように、脱退していくのだから脱退一時金だけでいいではないかという議論も出るわけでございまして、そういう市町村方式で計算いたしますと、移管金の額は農林漁業団体の場合には十数億にしかならないというようなことになるわけでございまして、そういう市町村方式ではやはり問題があるというところで、いろいろ折衝いたしました結果、制度の分割であるという考え方をとりまして、先ほど申しましたような計算方式に基いて移管金額を計算する、こういうことにしたわけでござい

ます。ただ御指摘の点の、分母において、過去において被保険者であり、すでに厚生年金から脱退しておつても、将来また厚生年金に復帰する可能性があるものもあるわけでございまして、と申しますのは、具体的な例で申しますと、厚生年金の適用事業所をやめまして今は失業している、あるいは他の共済組合の組合員になっている、ところがそちらもまたやめまして、厚生年金の適用事業所に復帰してくるということになって参りますと、そういう人たちは将来厚生年金に二十年間掛金をかけますと、厚生年金からも年金が出ます、こういう可能性のあるわけですが、たゞ厚生年金の被保険者であつて死亡した人につきましては、これはもう厚生年金に復帰するという可能性は全然ないわけでございまして、生存しておる人につきましては、また何らかの事情によつて厚生年金に復帰するということも考えられるわけでございまして、従いまして、そういう人が復帰しました場合には、これは当然厚生年金で将来傷害年金なりあるいは老齢年金を出さざるを得ないという事態にもなるわけでございまして、若干計算上議論はございましてけれども、過去において被保険者であつた者の掛金を分母の中に入れるということで、最終的に話をつけたわけでございまして、最終の若干厳密に考えますと議論が残つておるといふことは事実でござい

ます。○芳賀委員 この問題は結局厚生年金の保管分が弾力性を持つというところにもなるから、これは大きな立場から見れば別にけしからぬということにならぬかもしれないが、問題は、厚生年金からの通算で給付を受ける人たちは結局普通の人たちより支給率が減るでしよう。ですから厚生年金からの交付金の移管の内容によつては、それとの関連は当然であるわけでは、厚生年金からの通算をされた組合員が給付を受ける場合には、率が通算しているという事態に当然密接な関係があると思ひます。ですからそういう点に対して私は指摘をしたわけなんです、そういう点はいかがですか。

○尾中説明員 厚生年金の通算期間につきまして、給付額の調整をやることになっておりましたけれども、そういう調整をやりましたも、現在予定しております厚生年金からの移管金だけでは足りないという結果、いわゆる整理資金という概念が出ておるわけでございまして、従いまして、この額と厚生年金から移管されます額と厚生年金の通算期間に相当する将来の給付額の調整とはもちろん関係はございましてけれども、直接額の多い少いによつてどうこうというわけではございまして、計算上は当然先ほど申し上げましたように、移管金額が多ければ整理資金率が減るということになるわけでございまして、現在調整をしなければならぬ、なおかつ農協だけで七十二億程度の不足準備金が出るというような現状になっておるわけでござい

ます。○芳賀委員 次に、概算払いの方式を当然とされるわけですが、これが完全に移管される時期はいつごろになりますか。

○尾中説明員 これは付則の第六条によりまして、政令によつて期日を規定することになっております。現在厚生

省との間に何年何月というはつきりした話し合いはついておりません。と申しますのは、現在厚生年金の方でカードの集計方式等の変更をやつておりますので、そういった事務的な関連もございまして、できるだけ早い機会に見通しをつけて、その上で何年何月までというものを政令で確定して参りたいというふうに考えております。ただ事務的に、聞くところによりまして、やはり相当期間かかるんじゃないかというのを聞いております。

○芳賀委員 そこでその間における、厚生年金特別会計が保管しておるわけですが、特別会計の方で運用益が当然生まれるわけですが、この運用益の配分というのはどういうふうな処理されるのですか。

○尾中説明員 もちろん移管されるまでの間の運用益につきましては、厚生年金特別会計の収入になるわけでございまして、先ほどの移管方式で申し上げましたように、三十四年度におきまして大部分の概算払いをこの組合の方に移管してもらつたということになっております。その概算払いの額が本計算をやりました際に取り過ぎであるならば返さなければなりません。取り足らなければさらに追加額を移管してもらつた、こういうことになるわけでござい

ます。従つてこれは概算払いの計算方式なり、あるいはその額、あるいは本計算の場合の額によりまして、取り過ぎになればこれは共済組合の方がむしろ有利になるということも理論的には考えられるわけであり

○芳賀委員 取り過ぎの場合はこれは返すということになっておるので、概算払いをやつて取り過ぎておる場合は返還するということになつておるのですが、私の言うのは運用益の処理をどういうふうにするのかということとです。積立金の運用上の利益が当然出るでしよう。それは今度の共済制度の場合にどういうような関連を持して配分を行うのですか。

○尾中説明員 運用益につきましては厚生年金特別会計から移管されるまではこれは当然向うの特別会計の収入になるというところでござい

ます。ただ附則の第六条の第四項にございまして、取り過ぎた場合には向うに精算払いのときに返すわけでござい

ますが、その場合には、その間の運用利益はこちらの共済組合の収入になるというところでござい

○芳賀委員 この制度ができた場合、本来だとそれは全部全面的に移管すべきですね。ところが、いろいろな計算上の問題もあつて、概算払いを行なつておる。ですから、事後に特別会計に保管されている分の益というものは、当然こちらへ配分になっていいと思ひます。そうじゃないですか。

○尾中説明員 取り過ぎました場合にはこちらの共済組合が利益になることでもありますし、取り足らなければ、その間の差額につきましては、厚生年金特別会計の収入になる。その収支はそれが利益になるかというわけですが、計算の結果でないとわからないわけでござい

ます。従いまして、取り過ぎたり、取り足りなかつたりというようござ

いますので、一応金利面は除外いたし

まして、元本額について移管の方式を規定してあるわけでございます。

○芳賀委員 その次はこれは第五十四条に規定されていますが、この掛金で、これも政令によって掛金率が決まるわけですが、団体と組合員の負担区分は二分の一ですね。あとの掛金率は千分の七十八というふうにならわれば、これは知照しているのですが、その内容はどういうことになっておりますか。

○尾中説明員 これは参考資料の二ページにございまして、退職一時金その他ここに一時金なり年金を出す場合に、それだけ毎月俸給から掛金を取らなければならぬかという率を計算したわけでございまして、そのいわゆる数理的に計算いたしました掛金率が全体で千分の七十二・〇二というふうになっております。それから国庫補助一五割を差し引きまして、それに整理資源の千分の十四・七四を加えましたその合計額の千分の七十五・九六というものが一応なまの財源率になるわけでございまして、この計算の中には幾多の仮定が入っておりますので、若干の安全率約二割を見込みまして千分の七十八という掛金率を算出したわけでございまして、この掛金を団体と職員がそれぞれ半々負担するということがなろうかと思ひます。そこで掛金率の決定の仕方は政令で最高額を規定いたしまして、その範囲内において定款をもって共済組合側が決定するというふうになるわけでございまして。

○芳賀委員 それではこの政令で定める最高額は千分の七十八ということになるわけですね。あとは組合の定款において千分の七十八以内で決定するということになるのですか。

○尾中説明員 この計算で大体最高額を千分の七十八ということに決定するようになろうかと思ひます。ただ問題は、この財源率計算は農協分だけを一応前提にしてやっておりますので、他の団体の要素も将来入れますと、その率はまた変わってくるかと考えられるわけでございまして。かりに千分の七十八という最高額が政令で定まりました場合には、この計算通りで参りますと、二割の安全率しか見込んでありませんので、ほとんどそれに近い額で共済組合側は決定せざるを得ないだろうというふうに考えております。

○芳賀委員 ですから、農協以外の団体も全体を勘案した場合当然全部そうするのだと思ひますが、政令を出す場合の最高の掛金率というものは千分の七十八以上になることは絶対にないですね。以上になる場合もあるとすれば、ここで政令の根拠も明らかにして、これに法律で急ぐというわけにもいかない。

○尾中説明員 現在までの計算によりまして最高千分の七十八で十分だと思ひております。

○芳賀委員 それから厚生年金との通算の問題ですが、これは厚生年金から今度の共済に移行してくる人は別に問題は無いのですが、たとえば農協に勤めておつて今度は隣の役場へ入ったという場合もあるんですね。そういう場合には市町村の共済組合というものがこれまたあるわけですが、そういう類似の共済組合間における交流といひますか、他に転じた場合の処遇といひますか、どういうことになるのですか。

○河野説明員 ただいまの点はわれわれも非常に苦心をいたしたところでござい

ざいます。厚生年金から共済組合に移る際に厚生省として非常に問題にいたしました点はまさにその点でござい

ます。通算ができないという不利があるではないかというところとございまして、われわれもいろいろ研究いたしたのでございまして、ただいま御指摘のよう

に、市町村なり、比較的職場の近いところで交流がありはしないかという

ことで、われわれも市町村の共済組合との交流がどういふふうになし得るかという点も一応検討いたしましたので

ございまして。遺憾ながら過去において市町村と農協等との間でどれくらいの間

が交流されているかという実績がつかめませんでしたので、それらに基

く方法はとれませんでした。現実には市町村におきま

す職員といたしましては、一方い

わゆる雇用者でございまして、い

ますと、いろいろ研究をいたしました

が、実際問題として現実には雇用者との関係があるいは起るかもしれませ

んが、共済組合と恩給との関係は、そういう点につきま

しては、非常に調整がむずかしいというところになるわけでござ

います。そこで、実際問題といたしま

しては、さような点におきましては遺憾ながら今回の措置ではさ

きかぬのでございまして。しかしこの制度の中で任意継続制度とい

うものを設けまして、さような際の工合の悪い点を考

えております。任意継続制度と申しま

すのは、大体十五年在職いたします

と、あと五年で年金がつくわけであり

ます。さような際に本人があつて五年分の組合及び本人の掛金分を両方とも負

担するということになりますれば、任意継続として認めるということになる

という制度でございまして。これによつてある程度救済できるのではな

かというふうな考えでございまして。各共済組合間において制度が違

ひますので、その間における通算問題について、厚生省にお

いていろいろ研究をしておりますので、われわれもできる

だけ研究を遂げて、さような工合の悪い点を将来できる

だけ早い機会に改正いたすように努力をいたしたい、か

うに考えております。

○芳賀委員 今お話をなされた、特に同

一市町村の区域内における、たとえば役場と農協の間における人事交流とい

うのはある意味で実際行われているのです。ですから恩給の方の該当にな

らない場合であっても、いわゆる市町村の共済組合にそれが通算されるよう

なことにすれば、またその市町村の共済組合から農協の方の共済組合に通算

できるというふうなことになるれば非常

にそれはいいじゃないかと考えられ

る、これは今後検討されるそうですか

もう一つ任意継続組合員制度とい

うのは非常にいい構想だと思ひます

が、厚生年金制度の始まつたのは昭和十六年ですから、その当時すでに加入

して

いる人は大体今退職しても十五年

には達しているわけですね、そういう

ことになるでしょう。

○河野説明員 厚生年金ができたのは

昭和十六年でございまして、農協等の

団体職員がこれに加入いたしましたの

は昭和十九年からでございます。従

いて、大体通算をいたしますので、

三十九年から二十年になるわけでござ

いますから、それ以降年金が発生する

可能性が出てくるというふうな考

えております。

○芳賀委員 農協職員が十九年からと

いうと三十二年までで約十三年、三十

三年までで十四年ですね。全国的には

いろいろ事例が違ひますが、農協の中

には五十五才で定年制をとっているこ

ろがある。北海道なんかそういう事

例が非常に多い。そうすると不本意な

がら定年制でやめなければなら

ないで、十三年ないし十四年で任意継続の資

格も持たないでやめるという場合が出

てくる。これは定年制というものが

現在いる場合には、本人は何ともしよ

うがないわけですね。五年間の継続期間

というものがあつたのですが、もう一年

か二年でそれにつなされるというよう

な人たちも、現在の団体の職員の中の

相当上のクラスに出てくるのじゃない

か。そういう分に対して、何らかの運

用上緩和規定か何かでもう一年とか二

年で定年でやめなければならぬ

という人たちに對する救済措置とい

えばいいと思うのですが、次に従来自主的にやっている団体の退職給与制度というものが全国的にあるわけですが、それが今度はこの共済組合の制度に全部移行するわけですから、これらの農協とか各団体が自主的に進んでおられた退職給与制度というものは、これは調整していく必要が出てくる。これらの調整措置という点に対しては、農林当局としてはどのような考えを持っておられますか。

○河野説明員 お話の通り、現在自主的にさような措置をとっているところがございます。また組合的なものを作っているものもございまして、従いましてさようなものについて本組合が全部引き継いでどうかというようになことも当初検討いたしましたのでござい

ます。しかしながら現在ありますものをいろいろ検討いたしてみますと、退職金の多い、いわゆる年金的なものではなくて、退職金の財源を供給するとかあるいは退職金の不足分を補てんするとかあるという考え方が大部分でございまして、従いまして年金を中心とする本組合がそれを引き継ぐという点とは筋から申しましても妥当ではないという点で、さような点について、実は引き継ぎ措置をとらなかつたわけでございます。しかしながら実際問題として、すでに過去においてさようなことが行われておりますから、将来この組合がいわゆる強権権を持つて、この組合に加入するということになります。さような組合の将来の問題ということもいろいろ考えなければならぬという点になりますので、さような点についてはわれわれも今後さらに十分な検討をいたしたいと考えて

おります。できますれば、この組合において可能な範囲内において、さような事務の一部をやり得ないであろうかという点については検討いたしておりますが、できるだけ現在の組合員等が不利にならないように、いわゆる厚生の面からこれを考慮して参りたいと考えております。

○芳賀委員 以上で大体大綱的な質疑を終つたのですが、なお逐条的な問題については幾多だしたい点がありまして、すけれども、私だけ一人であつておきましても、午前中に保留しておきまして給与の範囲の問題については、明日でもけっこうですから、経済局長を通じてこの点は明らかにしてもらいたいと思ひます。

もう一つは、国の補助の支出について第一点の五十五才と六十才の点については政務次官の明快な御答弁でわかりましたが、あとの整理資源率を除外する点については当然政令に書かれると思ひますが、もう一度部内において検討していただいて、明日さらに政府としての態度を明らかにしていただきたいと思ひます。この点だけを保留しておきまして、きょうはこの程度でやめておきます。

○中村委員長 久保田豊君。

○久保田(豊)委員 まず政務次官に大ざっぱな点だけ三、四点伺いたいと思ひます。

この制度が今まで非常に低い給料で苦しんでおりました農協の職員の身分の安定なり、経済的な安定に役立つ。従つてそれを通じて農協なり、農林漁業団体の内容がある程度改善されるであらうことは、われわれも十分期待い

たします。従つてそういう面からわれわれもこの法案については賛成をするものであります。第一にお伺ひしたいのは、今全体的に農民も含む国民年金制度の実施が非常に間に迫つておるときであります。社会保障審議会の方の国民全体を対象とする年金制度の答申も近く行われる、また厚生省の方でやつておられる五人委員会の結論も近く出る。これに対しては総論も、できれば三十四年度からこの実施を一部でも始めていきたいということをお聞きしておるわけですか。今そういう時期であります。これは前々から農林関係の役職員の間では問題になつていて、問題ではありますけれども、特に来年度からという、もし岸さんの言う通りなれば実施の時期が一緒になつてしま

う。そういう時期に特にこの問題だけ早めて実施しなければならぬという理由が必ずしも私は明らかにならぬと思ひますが、特には農民側から見ると、農協関係の役職員だけは、こういうものが出ることによって非常な保障を受けてくるわけですが、では農民の方に対してそういう保障が行われているかという点、なかなかこれに対しては行われていない、こういう時期であります。もう一つは、社会保障制度の審議会から農林大臣に出された答申におきましても、国民年金制度は一本化の方向にぜひ行くべきだ、それに反するような行為は原則的に反対だ、政府の考えは間違つておる、こうはつきり言つておられる、こういう時期であります。さつき厚生大臣の話を聞きますと、原則的にはそうだが、とにかく従来からのあれもあり、これに似た先例もある、かつ関係団体の役職員が

みずから負担を増してもこれをやろうという非常な熱心さがある、だからまあやつてもいいだろうというところで賛成をした、こういうお話です。今あなたのお話を聞いていると、厚生年金なんというものは問題に上つていられるけれども理想案だ、それだけ実行できるかわからない、だからこれを早めてやるのだというふうな説明に受け取れるわけですか。これではなかなか国民全体が納得をしましという点と、特に今いろいろ問題になつております農民の生活の安定という点から見れば納得をしない、こういうふうな点が見て納得をしない、ういふ点を十分納得のできるような説明がぜひ必要だと思ひますが、政府の提案理由を見ましてもこの点は明らかになつておられない。この中で言つておられることは、農林漁業団体が非常に農民に役立っていること、もう一つは、農林政策を執行する一つの主体としての農林漁業団体というものを強化しなければいけない、こういう二つのことがおまな理由になつておるよう思われる。この点は重ねてしつこいようですが、はつきり私は御説明をいただきたい。特に一般の国民年金制度が近く実施されようとしておるに、もつとはつきり言ひますと、岸さんはそんなことを言つておられるけれども、当分の間は国民年金制度といううなものにはならない、だからこれを実施するのだというお気持ちかどうか、そういうふうにしなかつた。厚生省の方でもいろいろ理屈を言つておられるけれども、そんなことは財源その他の関係からとてもできそうもないから、まあ皆が熱心であつて、ほかにも特例

があるからこれをやろうというふうなことになる。こういうふうな点はどういうふうな切つてやられておるか、この点を明らかにしていただきたい。

○瀬戸山政府委員 先ほど簡単にありましたがお答えいたしました通りでありますけれども、理想をいたしましては国民全体の年金制度を確立するというのが最後の目標であると思ひます。そのために政府も今お話のようにどんな準備を進めておるわけでありまして、できるだけ早くそれを実施したいという決意でやつておりますけれども、全般的にこれが直ちに昭和三十四年度から実行できるというところは、なかなかそうはいかないと思つております。そこで全般的な問題からすると、今お話のように、今もある程度異論があるわけでありまして、さういふ時代はこの農林漁業関係だけをやるのはおかしいじやないか、こういう議論も承知いたしております。そういう意見も直接聞いたことはあります。しかしながら当初提案理由にも申し上げましたように、日本の農村の中心をなしておる農協を強化しなければならぬという点、これは異論がないと思ひます。これは異論がないと思ひます。しかしながら農林漁業自体も貧弱でありますし、従つて農協も貧弱だ。農協職員はなかなか安定した地位において農村行政の中心をなすことができないというふうな実情も見受けられます。これをまず強化しようじやないか、しかも今仰せの通り、この関係者も非常な熱意を持って、掛金を出してこういう組合を作りたい、こういう熱意がありますので、これを先にやろうじやないかということであ

持っている人がおりますか、非常に
りっぱな方たちでありますけれど
も。特にそういう点については、農
省がこの原案を出される以上は、これ
のもつと基本法であるべき問題につ
いて出されるのが私は当然だと思
うが、今のお話では全然ない。そう
いうことについては無関心でありな
がらこの法案だけ出した、こういう
ふうな理解をしたいと思います。

もう一つは、この法案は法案とし
てと見え片づけて、今後農林省な
りあるいは農業団体が、真剣にい
わゆる国民年金制度としての農民
の年金制度の確立なり何なりに取
組むという腹があるのかどうか、決
心があるのかどうか、決心があるの
かどうか。今のお話では全然ない
と理解せざるを得ないが、この二
点について一つはつきり御答弁
いただきたいと思つた。

○瀬戸山政府委員 私の方で、国民
年金制度とする国民年金制度につ
いて政府全体として検討を加えて
おる、こういうことを申し上げたこ
ろ、農林省としてはいわゆる農村
と申すか、農業者に対する問題は考
えておらないというふうにお受け
取りになつたやうでありますけれ
ども、そういうつもりではございま
せん。ただこの問題は御承知の通
りに、農業団体の役員に關するも
のでありますから、農林省の所管に
なつておりますので、こちらで直
接立案検討をいたしたという次第
であります。しかしながら農村そ
の他生活に關つておられる各位、
いわゆる国民年金を對象とするや
うな年金制度は、先ほど政府全体
と申し上げましたが、その作業を
するとところは御承

知のように厚生省であります。で
ありますから実際の仕事はそちら
でやつておる。現在審議會等にお
いて熱心に検討を加えておるわけ
であります。その審議會には、御承
知でありまして、各省ともそれぞ
れ人を出してあります。農林省と
しては、もちろん今のお話のよう
な日本の農村事情を決してゆるが
せにしておるということでない、こ
れはどうか御了解を願いたいと思
います。

○久保田(農)委員 厚生省の所
管だから、そつちに協力する意味
で農林省はこれに参画してある、
こういう程度のお話で、それ以外
にはやつていないという大體のお
話です。そうしますとどの程度の
参画をしてあるのか、どういふ立
場からこれに参画をしてあるのか
、具体的に御示しをいただきたい
。

○瀬戸山政府委員 社会保険制度
審議會の内容を私からここで答える
材料を持っております。農林省が
關係いたしておりますのは、先ほ
ど申しましたように、社会保険制
度審議會に各省から出ております
ので、それによつて全般的の問題
を検討してある、従つて農林省と
いたしましては、農林省所管の問
題について審議會に参画をして
おる、こういうことでございま
す。内容については私はここで申
上げる材料を持っておりません。

○久保田(農)委員 わかりまし
た。要するに省全体が取り組んで
やつておらないということですね。
そこでお願ひしたいのは、ぜひこ
の問題については、農林省自体が
地方的な農民を對象とする全
體の制度については、たとえば
所得の基準をどこに置かうとい
うこととつてみても、今のよう
に兼

業農家がいろいろな形であり、
むずかしいことになると、問題
が山積して参ります。簡単にい
いきませんよ。そういうこと一つ
をとつてみても問題はたくさん
あるのですから、これは少くも
農林省としては、ただお義理に
社会保険制度審議會へ役員だ
か職員だかを出して、形だけで
やつておるということではなく、
もう少し本氣に取組んで、ある
いは農業団体も農林漁業団体
も一緒に取組んで、そして少く
も全體の国民年金の中で、農
民の要求する国民年金制度は
こういう程度のものでありたい
というぐらゐのものは用意して
臨んでいただきたい。それが何
も調査もしてありません、具
體案の検討もしてありません、
それは厚生省にまかしておい
て、その厚生省の方に役員か
何かを一応お義理で参画いた
してありますというところで、
これは困ると思つた。この点を
要望して、次の質問に移ります。

そこで今度のこの農林漁業団
体の共済年金制度、これはけつ
こうであります。私も賛成であ
りますが、これと今後行われる
べき農民全體の年金制度との
關連については御検討になつて
おるのかおられないのか。これ
をもつとはつきり言いますと、
今の共済組合制度を見ますと、
国家財政その他の観点からい
つて、これと同じようなものが
農民に実行できるかといふこ
とはなかなか困難だろうと思
います。そこでこれを何かの特
種的な特別のいい給受を受ける
やうな態勢を考えておられる
のか。農業団体といふのはこれ
は単に使用者じゃありません。
御承知の通り基本的にいへば、
農民の大多数はこういう団体に
働いておる役員と同等

じやうに、勤勞者であります。実
質においては勤勞者の団体が
勤勞者を使用しているという格
好です。ですから普通の公共企
業その他とは内容が違つてく
る。そういう立場ででき得れば
農林漁業団体の役員が受ける
將來の年金の保障というものと、
農民が受ける將來の国民年金
的保障というものと、農民が
受ける將來の国民年金的保障
というものは、なるべくバラン
スのとれたものであつてほしい
と思つた。しかし必ずしも齊一
でなければならぬという理屈は
ありません。ありませんがこれ
らの案を出されたのかどうか。さ
っきのお話で、農民の方の国民
年金制度は実は研究しており
ませんといふことになる。私は
本法案についてもほとんどそ
れらの關連については御検討
になつておらないように思
います。この点はどうですか。

○瀬戸山政府委員 將來国民
年金制度を作りますときに今
農民だけのものを作るかどう
かといふことは、これは審議
會は全般の問題として検討を
加えて案を立ててくつたので
あります。直ちにたゞいま御審
議願つております農林漁業団
体役員に對する共済組合と同
じやうなものができるとは現
在は想像いたしてありません。
それは国家財政の問題もあり
ますし、あるいは醸出の問題
もありまして、これと同一のも
のができるとは思いません。け
れども、先ほどはかの年金制度
の問題もありません。案ができた
ときにできるだけ調整をとる、
こういうふうな考へておるわけ
であります。

○久保田(農)委員 これは將來
の問題ですが、今の点でも農
林漁業団体の持つ特質をもう
一べん強く省察をされま

して、農漁民の年金制度とい
う團體職員の制度とが必ずしも
齊一でなくともいいと思つた。
ただ何らか脈絡一貫するやうな
、生きた血の通うやうな制度
を打ち立てるやうな考へいた
して、今後農林漁民の国民年
金制度についての研究と同時に
それをさらに一歩研究して
いただきたいといふことを要
望いたします。

それから今度この法案の直接
の問題に入つて参りますが、こ
こで大體さっきのお話で約百億
が出てくる、三十何億が移管
される、こういうことですね。
これは五分五厘で計算されて
おる。これもちよつとお話が出
ましたが、これについては具
體的にどのやうな考へになつ
ておるのか。どういふ方法で、
この金利なり五分五厘という
ものを見てくるのか。この管
理のやり方は農林大臣が規制
することにならうと思つた。こ
れについて具体的になつてお
りますか。この管理のやり方
について私たちの理想を言
いますと、この百何億の基金
なり何なりの運用管理は、得
れば農民の生産力の向上なり
農業の生産力向上と見合つた
やうな方向に持つていって
いただきたい。今度の例のた
な上げ資金の六十五億にたい
して、資金運用部にまかせて
おいて、資本家にやつてしま
つてその利子だけ何億かも
らつて、それで農林の方に少
しばかり潤うやうなことで
はないか。相当大きな金額に
なるので、こういう点について
特別の配慮をされて研究され
ておるのか。あるいはすでに
きまつた点があればお示しを
いただきたい。そういうこと
とは非常にむずかしいこと
ではありま

第一類第八号 農林水産委員会記録第十六号 昭和三十三年三月十九日

すけれども、その点について何らか特別の考慮を払ふ必要はないかどうか。この点について具体的にどのように考えられておるか、お聞きしたい。

○河野説明員 ただいまの御質問の点でございますが、非常に重要な問題であらうかと思ひます。その点につきましては、かねて私もいろいろ検討をいたしておるのでございます。お手元にごさいます法律案の七十条でございますが、この金が一定のワタ以上に勝手に使われることを防ぎたいという趣旨から七十条の規定をいたしております。この七十条の第一項は、農業協同組合あるいは水産業協同組合等のいわゆる信連、漁信連、農林中央金庫あるいは銀行といったところにも預金することができると。しかし銀行または信託会社への金銭信託、国債、地方債、その他農林省令で定める有価証券の取得、不動産の取得というふうな運用の方法を相当限定いたしております。これはやはりたゞいま御質問がございました点について、積立金の運用をできるだけ厳正にかつ能率的にやりたいという趣旨でございます。ただいまお話がございましたように、団体ないしは職員から提出されました金が積立金になるわけでありますから、できるだけそれが地方に還元するということも望ましいわけでございます。従ひましてここに書いてありますように、借連なり中金なりに預金して、それが地方に還元して参るというのを当然考へておるわけであります。しかしながら一方国債利回り程度の五分五厘というものを予定利率として考へております。これは五分五厘が適当であるかどうかという点については、いろいろ

御議論があらうかと思ひます。国家公務員の共済組合の場合には、四分五厘というところにいたしております。従ひまして、将来とも五分五厘の予定利率でいかどうかという点には問題があるかと思ひますが、現在の段階においては、ほかの共済組合につきましても、大体五分五厘というのを原則にいたしておりますので、まずそれにならつて差しつかえないのではないかと。一方に考へておられます。そこで五分五厘でございますから、この運用等につきましても、ここに規制しております方法によりまして、五分五厘の運用は大体確保できるものというふうに考へております。従ひまして、一方におきましては長期の資金としてこれが運用できると同時に、一方におきましては、五分五厘以上のいわゆる利差益を確保するという点も必要でございますから、さような点からここに法律に規定いたしております範囲内におきまして、有効適切な方法を考慮いたしまして、将来運用等について監督して参りたい、かように考へております。

○久保田(豊)委員 これはここに書いてある通りですが、具体的にいへば、たとえば信託銀行等の長期の信託をすれば七分二厘くらいは回ります。ですから、こういう方へばかり回つていきまると、結局農協等へは回つてこない。どうしても利益の多いところといふことになる、金銭信託とか、あるいはここにもあるような不動産の取得とか、これはいかなかの土地をとったんではなかなか利回りにはなりません。どうしても町のまん中で金をそういう

ふうに投資するという点になりがちです。そういういろいろな、単に利ざやをよけいとして、従つて共済基金の運用を潤沢にするという意味なら、それは高いところにやつた方がいいわけですが、しかしながら、この資金の掛金のもととは何かといへば、やはり農民の負担なんです。ですから農協あるいは信連、中金等で多少困難があつても、私はこういう点について厳重な規制と同時に、できるだけ農協関係の方へ、農民関係の方へ還元するような措置をしっかりとつていただかないと、どうしてもこういう資金の運用というものは、金のよけいとれる方、楽な方へいつてしまひます。この点について法律ではどう書いてあるが、特別に何か考へておるかどうかということをお尋ねしたわけですが、この点はどうで

○河野説明員 ただいまの御指摘の点でございますが、実はわれわれもさような観点から考へておるわけでございます。七十一條にも省令でございする点について規定をできることになつておられますので、将来さような点について十分考慮いたして参りたい、かように考へております。

○久保田(豊)委員 この点は省令でかなり詳しくおきめになることと思ひますが、しかしたとえば省令で定めれば、これは農民に還元できるか、ほかの方に逃げるか大体わかるわけですが、それから単に省令でやるだけでなく、よくそこを實際的に合うように特段の措置を講じてもらいたいということとを申し上げておきます。

その次に、これは、私は主として団体の立場から申し上げるわけですが、本法の適用になれば、確かに農林漁業団体職員としては安心をして一生懸命にやれる。これがまた間接に団体のあれに対して、非常にいい効果を持つてくるといふことは、当然私もそう思ひます。また現在のように安給料で使つておるものであるから、やめてから後も何らか補償してやることは当然なことですが、しかしここでは、いただきました資料でもありますが、とりあえず農林関係だけ見ても、職員の方で大体十億というものを負担することになる。ところで団体十数億ということになると、資料にいたいた千四百の農林団体だけでも、年間に大ざっぱに平均して七万五千円くらいの団体負担になるわけですが、片方において、この中で、非常に無理をして、五人以下で、とか非常に危ないようなもの、これは強制的に入れたいかなければならぬ。そういうときに、この十数億の負担はなかなか私は困難ではないかと思ひます。これらについての具体的な御検討等は行われておるのかどうか。特に小さい組合や不振組合、常勤職員五名以下というふうなものも強制的に入れ、あるいはあなただけの方の進捗で見ると、そういうものは危ないから早く統合して大きくしろということになる。大きくなれば危なくなりますが、それはその通りです。しかしながら必ずしも事態はさうばかりはいかない。保険の立場からだけやつて組合の本来の活動なり機構がいびつになつては困るわけですが、この点については、私は本法そのものはまことにけっこうであります。それから使用者と使用団体との負担が半々だと

いうことは、普通常識です。しかしながら、今の農協なり農林漁業団体の対象になるべきものからいって、この点について、果してこれでやれるのかどうか、この点について十分な検討を行なつておられるかどうか。これは東京の団体や府県の団体はみなやります。要するに末端の単位組合なり何なりの犠牲において上の方の連中は楽しんでおるから、これはやれるでしょう。またこういうことは、出そうと思へば、負担金なんか書いていけばすぐできるが、末端はなかなかそうはいかない。特に今度のように、農協団体も、農協の活動も、組織の面でも、あらゆる面において相当の変化を遂げなげやならぬときに、これが組合の経営なり何なりを圧迫する材料になりはせぬかということをお考へするわけですが、この点についての考へはどうですか。

○渡部(伍)政府委員 その点は、団体のみならず、個人でも同じ問題が起るのではありません。この制度を農林省で取り上げるのに非常にひまがかつたゆえんは、一つはそこにあるのです。全国の農協大会で、ここ数年毎年年金制度が議題になつておつたのでありますが、そういう点を安易に取り上げ、あとで悔いを残すことがあつては、せつなくのいい制度が徹底的になるおそれがあるということで、十分各団体にその趣旨を徹底さしまして、この程度なれば負担やむを得ないといふことを団体に念を押して本案を立案しておるのであります。しかし、御指摘のように弱小組合が非常に多いのでありますから、その点は、先ほど芳賀委員からお話がありましたように、われわれもこれを機会に一段と団体の整備

強化に邁進したいと考えております。

○久保田(農)委員 もう一点。これは職員が非常に安定して長く勤められます。従って、能力その他経験等も増してくるというところはその通りでしょう。これは非常に喜ぶべきことです。しかし同時に、果敢階や中央は別として、末端では、安いものですか。長らく勤める者は多くはないのです。役員は三年交代ですが、だんだん長くなってきた傾向はありますけれども、その長くなっているのは、必ずしも非常に優秀だからということばかりではない。疲れたボスみたいなものがやって、むしろ長くなったために組合の経営がうまくない場合もある。しかし概して最近役員は就業年限が、一期だけでなくて長くなって、しかもよくなくなっていることはわれわれも認めます。これは政府の指導のよかつた点だと思っております。この点は非常にいいと思う。しかし職員についても五、六年が非常に多いわけですね。大休女の子が大多数ですが、これではいけません。少くとも十五年、二十年を勤続することになると、これはどうしたって、その間給料を上げていかなければならぬ。ベースはどうであれ、全体の給与総額はよけいになってくる。いたいた資料で見ますと、初年度が二百九十二億で、十年先に三百二十七億くらいに給与総額がなるというところなんです。これは農協関係だろうと思うが、こんなことではどういふ実際に追いつかないと思う。今の十億何しかのほかに、大体給与全体が相当よけいになると、今のような非常に低い給与にいつまでもくづけることは無理でありますから、給与はせ

ひ上げたい。上げたいけれども、特に単協の場合給与を上げるには、はつきり言って農民をしほるより手がないのです。そうでしょう。肥料だって上の方できめ、手数料は中央できまり、県段階できまる。末端に行くとそれはよけいになりません。同時に、売る物はどうかというところ、上の方できまってくる、それからすべて経費を差し引いて、最後が農民の手取りとなるから、ただみたいになってしまふ。ですから、これだけのことをやるならば、さつきからおおむねあなたが話になつたように、農協の経済的実力の充たをはからなければならぬ。これにはいろいろ方法があります。あなたのおっしゃる通りに、小さなものを統合して大きくするのも一つの方法でしょう。しかし、同時に、反面では、サービスとか、活動が大体において減退する。そういう意味において、私は農協を単なる一つの企業体とだけ見て、今も政府は少しづつ出している。しかしこれは穴埋め程度であつて、ほんとうの事業体としてしっかり立っていくという指導がなかなか行われていない。特に援助も不十分であると私は思う。こういう点について、本法を施行すれば確かに職員はよくなる。多少よくなるが、これに連関して必ず給与の全体、総額はよけいになる。そういうことになってきますので、こういう点については、組合全体のあり方、活動の仕方、あるいはこれに対する政府の援助なり保護の方向というものを、私はもう一度再検討する必要があるのではないかと考えるわけです。これらの点についてどういふふうと考えておられるかお聞きしたい。

○渡部(佐)政府委員 職員の給与が将来どうなるかという点は、一応私の方では資料をお配りしております。その中に、一定の勤続年限に応じて昇給率を減減するのが普通でありますから、そういうことで推算しております。さらにまた現在の職員の脱退残存表に基いて計算をしております。これは組合の経営状態がよくなれば、当然現在の低位給与ベースより高くなるのであります。その際には、先ほどの質問にお答えしましたように、大体どの年金制度でも五カ年ごとくらいこういう事情の変化を勘案して計算をやると思っております。そういうことになると思ひます。お話を組合の負担を可能ならしむる、団体の負担力を拡大する方法とかんの問題であります。これは直接団体に補助するののも一つの方法であります。が、やはり何と言つても団体組織員の経済の向上をはかることがまず先決ではないか。このために、いろいろな農林施策を講ずることによつていかなければならぬのであります。その上で足らぬところを団体の事務費の負担、こういうことを考えておるのであります。この農協団体メンバーの経済の向上については、今後さらに一そう努力しなければいかぬと思ひますので、いろいろな方面で御指摘を受けてやつていきたいと思つております。

○久保田(農)委員 今の点、抽象的にあなただけの言う通りですが、それがうまくいかないから農民がだんだん苦しくなつていくのが現状である。それに對してほとんどの確に手が打たれていない。農協自体資本家の道具にだんだんなりつつあるのが今日の実情です。しかも農業が大きく商品化されて動いているその動きについて行けないので、経営中心でやつておりますから、そろばんが合う経営というところになつてなかなか活動がうまく行かないのが現状である。私はこの制度をしくことによつて職員の安定してくる点はよいと思ひますが、反面において職員の給与総額がだんだん増殖してくるのは当然で、この負担額がよけいになつてくると、組合の経営がますます営利中心主義といひます。農民の利益をはかるよりか経営中心主義になりがちである。この点は単にこの法案だけではあられません。農林省としては、一般の農業施策とともに、組合の経営について農民のかゆいところへ手の届くような生きた指導をしていただかないと、今はもうかつているものだけで、危いものはやめてしまふ、米と麦とあと肥料を扱つて、金融をやつていけば間違いないというので、農民からそっぽを向かれていく現状である。あるいは野菜の問題、豚の問題一つとっても今の農協ではやれない。新しく組織の拡大も考へて来なければならぬし、また新しい経営なり活動のやり方も考へて来なければ農民の現実の要求と合つていないので、この制度をしくことによつて組合の経営がますます農民と離れた営利主義的になる。しかも非常に固定化して、官僚的——官僚的と言つて語弊がありましようが、そういうことになつて危険が多いので、これらについては農林省としてよほどしっかりした考えを持つて、そういう欠陥の出ないようお骨折りをいただくことを特に申し添えるわけです。

小さな問題ですが、もう最後ですが、一つだけお聞きしたいと思ひます。常勤の役員はこれでもって大体よいと思ひますが、こういう共済制度によります退職金なり一時金なりあるいは年金なりがあつても、多くの場合農村なりでは、あの人は助があつたとかいろいろの名目で相当多額の金が出されるわけですね。特にボス的な人があるいは政治家になろうとか、選挙に出ようという連中がやるときは、表ではどうあれ、実際には小さな単位組合では特別慰労金を出すのが通例になつていく。こういうことに対しては、本法ではありませんけれども、組合法なり何なりによつてとめるのが当然であると思ひます。これについての措置を法律的に考へていくかどうか。行政指導といつても、通達一つくらい出して、さつぱらに言つて二階から目録程度である。私は、やはり農協法なり何なりを改正して、この制度ができ以上退職金や慰労金は出さないことにするのが農民の信頼を得、農協の経営をしっかりとさせる一つのめどだと思ひますが、この点についてはどう考へておられますか。

○渡部(佐)政府委員 現在の法制ではそういうものについての考慮を払つておりません。ただこの年金制度が確立いたしますれば、そういうものがあるのですから、二重取りになるようなことについては農家自身が考へてくれるもの、こういうふうには考へております。それを法律でもって年金制度を作るのだからそういうものを出してはいかぬ、こういう規定をするのは現在のところではどうか、こういうふうには私どもは考へております。

○久保田(農)委員 もうひとつはやめますが、今の点あたりはもう少し徹底

して、私は具体的なはつきりした措置をとらないと、またそういう点からくずれてくる危険が非常に多いのです。そうするとこれで年金は多いうわ、やめるときはこつそりもろう。そういうことをやっている、幾ら有効な長いものでも、これはなかなか信頼はとれませんが、同時に組合の経営はそういう点からくずれる場合が多いわけですから、これに対しては一つはつきりした措置をとっていただきたいと思います。こまかい点はいろいろありますけれども時間の関係がありますからやめますが、当初に申しましたように、ぜひこれは農林省としては農民全体の年金制度についてもっと真剣に取組んでもらいたい。今の次官の答弁のことは、私は農林当局としては無責任もはなはだしいのだと思う。それはやはり農民の年金制度については、基礎的な資料なり調査なりをして、そしてこうあるべきだということを出して、それを内閣全体なり厚生省の作業の中に反映させるということが当然の事だと思ふ。特に都会のまん中で抽象的にものを考えている人たちがやっている五人委員会とか何とかいうものに対して、そういう意味において協力をしない、積極的に協力をしないので、それで一応おつき合いをしているという程度では何にもならぬと思いますから、特にこの点を強く要望いたします、私の質問を終わります。

○中村委員長 石山権作君。
○石山委員 私はこの掛金の表をいただいているのですが、算定基準は年金というものの計数から拾われたのでございいますか。そういう点を一つ……。
○渡部(伍)政府委員 これはそれぞれ

の年金制度につきまして、それぞれの特色を持っておるわけであります。そこでこの制度を考えるに当りましては、職域を同じくする市町村共済組合あるいは私学、そういうものの職員が受ける年金の給付と大体バランスをとっていく。かつまた一方では負担能力というものを考えまして、私の方では現在の厚生年金ではとて不十分であるから、そういうものとバランスをとれるようにしよう、こういうのを考えまして、給付の方から考えまして、それをもとにしますとどれだけの掛金が必要になってくるか、こういうことを出しておるのであります。

○石山委員 各種の農業団体は、政府の補助金あるいは農林行政の末端機関としてそれそれの農林行政に協力しておりますから、民間の団体でありまして特別な性格を持つ団体だろうと思ひます。ただ私特に奇異に感じられるのは、その私学の共済に近づける、こういう面が非常に私は強く出ているのではないか。私はなぜ民間団体に準じて農協の団体を見ているかといひます、いわゆる負担能力の問題が非常に事業主の負担能力です、事業主の負担能力というものがこの場合大へんに尊重されているものではないか。ということは、厚生年金の表を見ますと、それは私は比較ができるのではないかと。国民の一般の厚生年金の場合、いかうところの事業主の負担能力というものを念頭に入れたが低率な額が算出されたという経緯を持つてゐるわけでございます。私がなぜこういうようないやみを言うかといへば、皆さんが口を開けば日本の経済の中に占める農家の経済云々ということがしよつちゅう話をされ、われわれの念頭にあらざるものでございいますから、こういう点がきちんとして解明されないと、いたずらに私学の共済に近づけるといふことだけではいけないのではないかと。そういう点を一つ御説明願ひたい。

○渡部(伍)政府委員 基本的な給付の内容はお配りいたしました表にありますが、私学共済、これは二十年以上の勤続でその後一年につき日額の四日分を加算して月額の四カ月分を交付する。ただ開始年限が農林漁業共済団体では、そのほかの五十才を公共企業体の職員と同様あるいは恩給と同様に五十五才に掲げられている。そういう点から、それからもう一つはやはり厚生年金からの分離の際の整理資源等の関係から掛金の率が変わつてきているのであります。それからもう一点は、この年金では公務員年金の場合に、ほかのものでは労働基準法でもらつた場合後ものにももらえないものを、もたらせることにしているといふところ、あるいは遺族年金の交付をほかのものでは二十年以上勤続した者が死亡した場合に限つてゐるのを十年以上勤続した者にも遺族年金を交付する、こういう点が変つております。そういう関係から掛金率が変わつてゐるのであります。従来のバランスとさらに最近の年金制度の全般的な改善といふ点を織り込んでこの案ができてゐるのであります。

○石山委員 ではちよつと格好を変えてまして、昭和三十三年度の農家の一年の収入の概算が出ましたか。出ましたらお知らせ願ひたい。

○渡部(伍)政府委員 三十三年度のやつはまだ出ませんです。

○石山委員 それでは三十二年の後半の見通しという広報をあなたの方で出して、その見通しの中に必ずや一年の集計の予想といふものが出ていなければならぬはずでございますが、出ているはずでございますか。

○渡部(伍)政府委員 アウト・ルックで将来の見通しを出しておりますが、金額的なものはあれでは出てこないのではありません。

○石山委員 それでは三十一年度のものはどういふ具合になつてゐますか。

○渡部(伍)政府委員 三十一年度の農業の粗生産額は一兆四千四百八十一億、水産物は二千六百六十六億、こういうふうになつております。

○石山委員 なるべくわれわれがのみ込みやすいような一戸単位あるいは一人単位にお知らせ願ひたい、非常にわかりにくいのであります。三十一年度はあなたの方で広報を出しまして、確かに農家では黒字になつたといふ計数をお出しになつております。

○渡部(伍)政府委員 御指摘の点は農家経済調査のものであつたと思ひますが、これは全体のものでありませんが、全国五千戸余りの農家で調査したものの集計であります。それは現在手元に資料を持っておりますから、あとでまた……。

○石山委員 私がなぜこの問題を出しているかと申しますと、先ほど久保田委員からも言われたように、農家のいわゆる経済問題といふことと、農家に依存している、自己が育ててゐる団体といふものの姿の検討といふことにならざるかと思ひますが、それは非常に大事だから、それだけでまかない得られないような負担をかりに農家に与え

るような施策であるとするならば、これは十分に考へて施策を施さなければならぬといふのが私の考えなんです。農家のその年度における黒字といふもの、負担する諸経費といふようなもの、それから将来農協の団体として伸びていく将来性の問題、こういうふうなもののおのづから浮かんできて率なり給付といふものがきつめられていかなければならぬわけですから、そういうことの御説明があまりなく、法律解釈のみが先行するものでありますから、私としては、法律解釈よりもこの問題は経済的な問題だから、経済的な方面から一つ御説明をいただければ大へんにすっきりするのではないかと申す。そういう意味で農家の最近における収入、黒字、それから農協自体の、全国的に見た場合の不良農協と申しますか、なかなか立ち直り得ないような農協も相当あるようにわれわれは資料から受け取つておりますが、それらを再生させながら新しい項目で支出をしなければならぬのでございいますから、そういう点をどういふふうな解釈されてこの法案をお出しになつたか、こういう点一つ御説明願ひたいのでござい

ます。

○渡部(伍)政府委員 御指摘のように農業団体の中には優良な組合と赤字の組合がございいます。農家の中にも、これは農家経済調査で出てくるのはみな平均で出てきますから、平均で黒字が出ましても必ずしもそれが全体の姿を現わすといふことはありません。またこれは地域別に非常に差があります。しかし私の方といたしましては、この年金制度に関する限りは、先ほど申し上げましたように、組合としての存立

が確認され、その組合で俸給を受けておるといふことは、この十四条以下の規定によつて確認されたものは、一応制度を施行する以上はそれぞれの法律に基く負担をしていただけるもの、こゝういふ前提でおるわけでありませう。その際に非常に苦痛を感じる組合が相当あると思いますが、それらをこの制度を機会に、先ほど御説明申し上げましたように、団体の不振なゆえんがいかんところに基づくかといふことを、また新たな面からはつきり確認する一つの手段になりますから、組合の整備強化に資することができると思ひます。組合自身、それから一般の組合員である農家も、この制度をやることによつて、組合をいかに育て、いかに利用し、そして自分の経済をいかに改善すべきかといふことの一つのよすがになると思ひます。これで百パーセントの効果を期待するといふわけには参りませぬけれども、各方面からそういうふうな改善の策を講じていくことが必要である、こゝういふふうな考へております。

○石山委員 経済問題の場合には、非常に経済が潤沢でない場合には、まず目の前のものから順次に整備していくといふことが経済のやり方でございませう。ですから私は、たとえば給与が悪く前掲だと思ふ。前々からの質疑応答を聞いておきますと、これはもちろん補助的な説明だろと思ひますけれども、賃金が安いから将来の安定性をどうのといふようなことを二、三承つております。けれども経済問題は、現実が貧しくあれば将来を論ずるといふのは非常に危険なことだと私は思ひます。

現実さえまかない得ないところへ十五年、二十年の将来を論ずるといふことは、経済問題としては理想に走り過ぎると思ひます。賃金はもちろん低いですが、資料を見ますと非常に気の毒に存じます。ただし私に言わせるならば、その面も考え方によつては決して低くしてゐるのではなく、農家経済の一種の反映の姿でもあるのではないかと、こゝういふふうには解釈してゐるわけなんです。こゝういふ意味で、もしかりに職員の方々が一生懸命やつていてもどうも気の毒であるとするならば、たとえば官公などはこのたび二千幾らという賃上げ交渉を行つたとしてゐるが、そういうものを見ながら賃金を上げてやるといふのが経済政策としてはまず一番に取り上げなければならぬ問題だと私は思ひます。が、そういう点ではいかがでございませうか。

○渡部(伍)政府委員 これは賃金を受ける方の側からいいますと、多ければ多いほどいい。また多い人があれば、少い人はそれとバランスのとれたものを要求するのは当然であります。しかし一方支払う方からいいますと、支払う財源の面から、それをその通り要求を満たすことはできないといふことはこれまた当然であります。しかし一定のバランスといふものはどうしてもなければ工合が悪いのじゃないかと思ひます。従つてそれに向つていろいろな手段を講ずる、たとえば組合の経営状態をよくしなければ賃金は払えないから組合の経営状態をよくする、そのためには組合員の農家経済をよくするといふことをしなければならぬ、こゝういふように各方面のあらゆる努力で目的

が達せられるのでありまして、一挙にできないわけでありませう。しかし目標はそういうふうなところに置いてやらねばならぬ、われわれはそういうつもりでやつておるのであります。

○石山委員 あらゆる仕事といふやつはすぐ目に見えないといふことは事実でございませう。特に農家経営の場合には、こゝういふことは一番大切になければならぬことだと私は思つております。この問題は、農協の方々あるいは皆さんの方でも、現実的な問題をもう少し論じてみる必要があつたのではないかと、その結果年金制度を考えてもよろしかつたのではないかと。といふことは、今無理して急ぎ足で厚生年金からはみ出してこゝういふことをする姿が、私には少し将来の理想のみを追つて、今は貧しくても、二十年もたてばよくなるのだから、まず昇給などはさておいて、そつちへいこゝういふこと——だけれども、出す方の側からすれば、やはり出していくわけなんです。しかしそれを受け取る方は、実際ある程度の金を出しても、なかなか給料としては受け取れぬわけですよ。それはささいな金でございませうけれども、受け取る方は、これは給料といふような考え方では受け取つておりませう。将来の恩給的な考え方ではこれを受け取ると思ひます。ですからこの年金制度といふものは、結局現実の給与から切り離して今も将来もお考へになさぬといふことなれば、何ら意味をなさぬといふことなれどす。それでなければ、これは何か給料の問題が起るたびごとに、年金を出しているから、年金を出しているからといふやうなことになるかと、失業保険だつて健康保険だつて、みな

給料の範疇に入りまして、せつかくの福祉国家の面といふものは何も浮んでこないと思ひます。私はこゝういふやうな点は、やっぱりこの場合論議の過程において、年金制度といふものは、給料とは別個なものだといふ考へ方を行政機関である皆さんからも一つ確認をしていただきたい。こゝういふ点はいかがでございませうか。

○渡部(伍)政府委員 これは、この制度を取り上げる際に、給与の改善の問題はまず先行的な問題として論議されたのであります。この年金制度を考へる一つの理由は、農林漁業団体の職員の身分の安定といふことが一つの大きなねらいでありますから、そのためには、まず給与をよくすれば、身分の安定になるやないかと、一体それはどうするのだといふことを当然議論されたのであります。私どもの方で協同組合のあるいはその他の団体の整備促進なり整備特別措置をやつておるのも、こゝういふことによつて、団体の経営をよくしていく、団体として確立したものに持つていく、こゝういふのであります。それを忘れて年金だけやれば身分が安定していく、こゝう思はれてはかなわぬといふところが、この問題を数年間農林省として取り上げることを決つた一つの大きな理由であります。こゝういふ点を押しまして、それはそれで今後とも給与の改善に必要な経営の刷新、向上はやつていく、同時にこの年金制度もやつていく、こゝういふ結論に到達したのであります。

○石山委員 この厚生年金が非常に率が高いといふことは、事業主が大へんに強い声をしておるために、こゝういふやうに低いわけなんです。農協の職員の方々、あるいは農協の役員の方々が昭和二十七年以来大へんこの問題を取り上げて一生懸命にやつております。それについて、いわゆる負担される農民の方々の声といふものをどういふ形で皆さんのところでキャッチしておるか。このくらの率ならば、私は農協をよくするために、農協の職員の将来の安定のために賛成である、こゝういふやうな農民の方々の声をどういふ形でお作りになつたか、それを一つ承わりたい。

○渡部(伍)政府委員 それは先ほど久保田委員の御質問にもありましたように、給付の内容だけをよくすること、自分が出す金のことを忘れてもらつては困る、こゝういふことが、われわれがこの案を団体側と協議するとき、やはり一つの大きいポイントであつたのであります。従ひまして、この点は各府県の団体、これはそれぞれブロック会議等を開きまして、その点を十分念を押しまして——これは実を申しますと、私どもの方でも去年の暮れまでこゝういふ点についてある程度、協同組合大会の決議だけでいわれても困るのであつて、あとは現実の掛金が寄らなければせつかくい制度ができても、かえつてあとで銀策の的になるのだから、こゝういふ点についても、それだけの確認たるあかしがなければ取り上げないのだといふことで、これは農協中央会を中心にして各団体の責任者を寄せて、何回かブロック会議を開きまして、まあこれならば取り上げていいだらう、こゝういふことでスタートしておるのであります。

○石山委員 経済局長にもう一つだ

け……。これは念を押すというような形になると思いますが、たとえば貧しい農家もこの案に賛成をしたということ。つまり将来の農林行政の発展になる、農業の増産に非常に役立つものだ、自己に非常に有益にはね返ってくるものだというふうな確信のもとで、これを経済的に言えば一種の投資だ、こういうふうな解釈でもよろしゅうございませうか。

○渡部(伍)政府委員 私の方では、何を申し上げても、農林漁業団体は農林漁家の経済の一つのさきえになつておるわけでありまして、それをよくすることはひいては組織員の経済をよくすることである、こういうふうな受け取つていただいております。そういう確信を持っております。

○石山委員 私はこの案が通れば、これはあなたに言うよりも、むしろ農協の職員の方々に言うべきがほんとうだろふと思うけれども、これからの国民年金として農民の方々の意見を大いに運動の中で発揮できるように工夫をこらすという一つの任務が当然付加されてきたのではないかと、私はこう解釈するが、それはいかがでございますか。

○渡部(伍)政府委員 おそらくこの年金制度についてこれだけの問題になつたのでありますから、関係の役職員だけではないで、農家も年金制度そのものについて非常な関心を深めたことと思ひます。御承知のように、新聞でも国民年金との関連においてこの制度が論議されておつたのでありまして、お話のような点は、当然団体の役員は組合員あつての役職員でありま

すから、お話のように動くものと期待しております。

○石山委員 農林省関係でもう一つお聞きしたい点は、四十億の過去の積み立てのお金が増えてくるようになる、その運営の仕方、これは先ほど久保田委員からいろいろ言われておりますが、私は運営の仕方についての方針があると思ひます。独立採算ができないような運営の仕方ではならぬでございませう。ただ私もおそれるのは、運営はうまくいくと思ひます。かりに何十億となれば、よほどばかなまねをしない限りは、お金は子を生むものでありますから、私は独立採算は可能だといふふうな信じております。ただこ

こでしよつちゅうわれわれいやな思ひをして聞くのは、そういう金ととも、たとえば何省の外郭団体がござる、こういうことであります。これは皆さんは善意で、つまり大蔵省にまかしておけば、厚生省が一手に握れば非常に運営が大ざつぱらになって効率が上らぬといふことで要求を要求して、運営の独立性をはかられたと思つてい

る。けれども世間ではなかなかそうは言わぬのです。そういう点は今後とも役所間の一つの問題になるだろうと思ひますけれども、この役職員の問題、運営の仕方というものは十分注意していただく必要があるのじやないかと思ひます。法律的な問題はきのうも部長さんから聞いたので大体わかつておりますけれども、あなたたちの腹がまえを一つお聞かせ願ひたい。

○渡部(伍)政府委員 この組合はあくまでも農林漁業団体の役員員の共済組合でありますから、たまたまそれが農林大臣の監督に属するということはあ

りますけれども、御心配のようなことは私は毛頭考へておりませんから、その点は世間のうしろ指をさされないので十分に慎重に取り扱ひたいと思つております。

○石山委員 厚生省の方にお聞きしますが、厚生省も年金制度については大へん熱心におやりになつておられるでございませう。特に去年あたりから各種委員会を動員されて結論を急いでおられるでございませうが、まずその厚生年金――将来これは国民年金になるわけですが、これから逃げ出すとすると欠点と申しますか、その中心はどこにあるのですか。それを一つお聞きたい。

○小山説明員 私どもとしては、厚生年金から逃げ出すという傾向がそれほど普遍的にあるとは考へておりませんけれども、御承知のことでありまして、うけれども外から言われておることを申し上げますと、どうも年金額が低い、これではせつかく老後に備へてといふことでやつてゐる制度としては、短かしたすきに長しとでも申しますか、こういうふうなことを言われておるわけでございまして、その点は私どもも今後は十分考へなければならぬ、こういうふうな気持でいるわけでござい

ます。

○石山委員 帯に短かしたすきに長しといふようなことが厚生年金にあるとすると、非常にたよりのないものだ、こういうことになりそうなんです。実際からいへば、年金とかこういふものをたよりにしたくて一生懸命われわれがやろうとしておるときに、たよりのないような姿があつたの諷刺の中に出るわけなんです。ですからたよりのあるようなものにするためには、

やはりもう少し速度を早めていただくなければならぬのでございませうが、その速度を早められない原因は一体どこにありますか。

○小山説明員 これは先ほど御論議になつておられたことでありますが、この種の積み立て方式といふものをもとにして作られます年金制度におきましては、よい給付を保証しようといふことになりまして、勢いより多い歳出をしなければならぬ、こういうこととに相なるわけでございませうが、比較的限られたサークルの場合はそういう了解が成立しやすいのでございませうけれども、この了解は地盤が広くなればなるほどいろんな事情から成立しにくい、そういうようなことが今のところ厚生年金の年金額といふものを思うように引き上げることができないといふ一番大きな事情でございませう。

○石山委員 それも私たちに言わせれば、非常に歩みがぬるいために、そういう現象が起きてくるのではないかと。大多数の人をまとめたいただけば低率でもやつていくといふのが経済の一つのうま味なのでございませう。保険なんぞは特にそういううま味があるわけでございませうが、こういうふうにしていつも苦しい苦しいといふふうにしてほんやり見ているわけではないでしやうけれども、ちよつとためらつたやうな形で問題を見ていますと、どうも帯に短かしたすきに長しといふやうな、こんなじやないやうな感じがする。たゞ今度まで逃げ出す格好が出る。たゞ今度まで町商店の方や中小企業の方々のも一つ一つ作つて独立しよう、こういう動きも、今の場合は、皆さんの方でそんなことは全然やらせないのだ、こう

言つても、形がでず、きちんと団体がまとまればそれは防ぎようがないと思ひますけれども、技術的に見て、事務をとる皆さんから見ても、それはたゞ閣僚会議とか、次官会議で済んだといふようなことがいつもひっくり返るのですから、そういう形でなく、実際事務的にやつてみて、そういうふうなことのなような方策が今とられていくかどうか、そういう自信がござるかどうかといふことをお聞きたい。

○小山説明員 ただいま仰せになりました御趣旨については、私も全く同じ考へで考へております。事情を申し上げますと、大へん歩みがぬるいといふ御批判はその通りだと私も思つておりますが、実は戦争中に作り出した制度が、御承知の非常な貨幣価値の下落によりまして、普通の場合でありますれば、それで多くの場合既往の年金制度は破産するわけでございませうが、日本の場合には、それを破産させないで、実際上それを使つて何とか戦後の年金制度のもとにしていく、こういうことになりましたので、実はインフレーションが非常に進んでおりました二十三年、二十四年当時までは全くこのやうくばりの手当をしておつたわけでありませう。幸か不幸か、その当時は創設後間もないことでございまして、老令年金の給付が始まつておりませんでしたので、一応そういうしきでできたわけでございませうが、これを何とか新しい条件のもとで長続きのできる制度にしようといふことになりまして、二十九年に現在の厚生年金にしたわけでございませうが、その際に実は質的に相当程度の保険料の引き上げが行われたのでございませう。料率で申し

ますと、千分の三十という利率には動きはなかつたのでありますが、その当時までは標準報酬をすべて八千円というふうに擬定をいたしまして、八千円をもとにして納めておりましたのを、二十九年の改正の際に一万八千円まで最高額を引き上げる。かようにいたしましたので、御承知のように、この種の年金加入者の平均の標準報酬は大体一万三、四千円どころでございしますから、實際上の問題としては八千円のしほりが解けたということだけで、料率と同じでございしても、被保険者と事業主双方に非常に多くの負担がかかるようになったわけでございします。二倍まではいきませんけれども、実質的にはそれで五割方ふえるというようなことになったわけでございします。そういう事柄からいたしまして、二段にせざるを得なくなりまして、二十九年のときには、まず新しい条件のもとで長縮きのできる制度まで持つていく、それからその後五年ごととにそのときの情勢で再検討いたしまして、ただいま仰せのような方向に進んで、内容の改善をはかつていく、こういうふうな運びで動き出しておりますこのさ中に、これはまた国民の方から見れば一面無理からぬことではございますが、いつまで見ておつてもどうも年金額は上らない、一方官吏の恩給等を見るとさるいもののが予約されてゐる、何とかならぬものか、こういうふうな動きが現在出ているわけでございしますので、私どもとしましては、ちょうど国民年金の創設に取りかかつておるときでもございしますので、来年度においては何か一つこの点をもう一段進んだところまで持つていく、おっしゃるよ

うに、単に縛るとかなんとかいうことで解決するのでなくて、事実上そういうことをしないで済むような状態へ早く持つていきたい、かように考えて目下作業を進めておるところでございします。

○石山委員 私たちも今の制度でいくと年金制度に該当しないのです。年金制度を考えるとどんな人でも楽しいのです。この楽しさを、ある意味では薄くても全般に与えていくことが、われわれ政治家の端くれとして政治の一つの大切なポイントだ、そう考えております。ましてわれわれ選挙に落ちれば何も無いが、それは別にしても、身分的にいうと、私よりもまだ困つておる人が相当あるということでは常識的にも理解される。厚生省でいへばそういう点が一番御理解がいくと思ひますので、私たちとしては年金制度が推進主義であつても、いろいろな点はあると思ひけれども、早く手をつけるということがこの場合は一番大切なことではないか。そのあとはあとでお互いが知恵を出し合つていくということに合ふと思ふ。これは推進主義でいくという項断が、今の場合国民年金制度にとつては一番重要なことではないか。そういう場合に総理大臣もああいふような踏み切り方をしておりますので、きょう大臣がおいでになれば、もう一べん堀木大臣にもよくこの点を要望申し上げるつもりでおりますが、あなたからも省内の方々にそういう点でこのういふふうの大いに賛成して協力する人もいたのだ、こういうふうにお伝え願えれば私はそれでよいのでございします。あとでまた社労などにおいてこの問題を十分一つ研究させていただいた

いと思ひますが、きょうはこれで打ち切ります。
○中村委員長 本日の質疑はこの程度にとどめ、明日残余の質疑を續行することとし、本日はこれをもって散会いたします。
午後五時五十四分散会

第十三号中正誤

頁段行	誤	正
二四二	公課して	公課を課して
二五〇	除く。以下	除く。
二五〇	同じ。	除く。
二五二	場合は、	場合には、
二五二	日から、五	日から五
二五二	年間	年間
二五二	その合併し	その併合し
二五二	かり又は	かり、又は
二五二	得た額。	得た額。
二五二	除く。厚生	除く。の厚生
二五二	年金	年金
二五二	含む。以下	含む。以下
二五二	乗じて	乗じて
二五二	保険料率を	保険料率をそ
二五二	れぞれ乗じて	れぞれ乗じて

昭和三十三年三月二十六日印刷

昭和三十三年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局